平成 24 年度 事業報告書

自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

The Japan Containers & Packaging Recycling Association

1. 平成 24 年度事業報告書	('	•
I 総括的概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • •	• 1
事業実施状況 1. 平成 24 年度再商品化業務を実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		13 20 22 23 25 27 29
 一 会議開催状況 1. 平成24年度第1回定時理事会・定時評議員会・第1回臨時理事会 2. 平成24年度第2回定時理事会・臨時評議員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • •	33 36 36
Ⅳ 組織(平成25年3月31日現在)1.組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
2. 平成 24 年度財務諸表 (1) 貸借対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		56 58 60 61
3. 監査報告書 (写)	• • • (67
4. 会計監査人「有限責任監査法人トーマツ監査報告書」(写) • •	69
別紙1 市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況・・・・・・・ 別紙2 平成25年度再商品化の実施に向けて行った各種業務(平成24年		

平成24年度

事業報告書

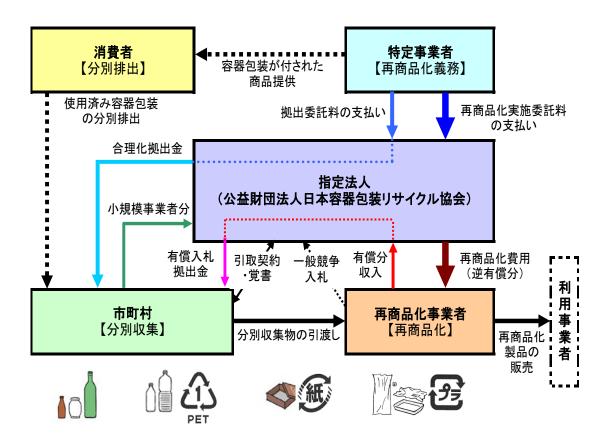
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下、「当協会」という)は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容り法」)に基づく指定法人として、同法に規定する「再商品化」業務を行っている。現在、多くの市町村では、容り法のスキームに沿って、各家庭から排出される使用済みの容器包装を、4つの素材(①ガラスびん、②PETボトル、③紙、④プラスチック)毎に分別収集し、引取基準に合った収集物(=分別基準適合物)を当協会に引き渡している。当協会では、引き渡された収集物を"再資源化"、或いは"新たな製品の原料"として利用する等の「再商品化」を行っている

本報告書では、当協会の業務を一般の方々の理解促進のために、法律で規定する「再商品化」及びそれに関わる用語については、できるだけ馴染みやすい言葉に置き換えている。例えば、「再商品化」については、ほぼ同義語とされている「リサイクル」という言葉で、その多くを説明した。

I 総括的概要

当協会は平成24年度において、4つの素材で製造・利用及び輸入されている容器や包装のリサイクル業務を実施した。また、当協会業務を実施する際には、法令遵守(コンプライアンス)の徹底を基本としつつ、リサイクル・コストの適正化と一層の低減、危機管理体制の強化等にも力を入れて取り組んだ。

1. 容り法に基づく"再商品化業務"(リサイクル)の実施



ガラスびん、PETボトル、紙、プラスチックなどの「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者及び「容器」を製造している事業者(以下、「特定事業者」という)は、それら容器や包装が各家庭から分別排出された後は、容り法の定めで、リサイクルの義務を負っている。このため、当協会は、容器包装リサイクル制度のセンター機能を果たすことによって、特定事業者からリサイクルに必要な費用として支払われた"再商品化委託料"をもって、当該事業者に代わって、使用済み容器包装のリサイクルを行った。平成24年度に、当協会にリサイクル義務の履行を委託した特定事業者(25年3月末日現在の申込ベースの実績、過去に遡った申込分は含まない)は、74,371社(23年度は、73,659社)であった。

2. 再商品化業務の一層の改善と円滑化

(1)健全なリサイクルのための社会的コストの適正化 ~平成25年度入札に向けた事業者登録審査及び入札選定の状況

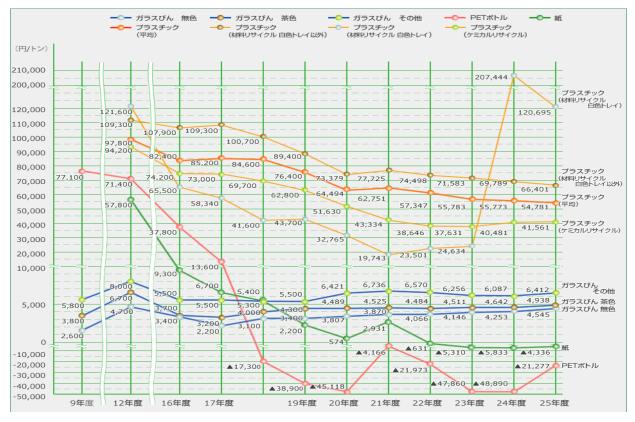
平成25年度の入札を希望する再商品化事業者を24年7月に募集した。入札に参加するための事業者登録審査は、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格値、販売能力や財政的基礎など、第三者の技術専門機関の協力を得て、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づいて行った。財政的基礎に関する審査については、債務超過等の財政的問題がある事業者について、必要に応じて中小企業診断士等による財務診断等を実施し、契約履行に支障があると判断された事業者は欠格とした。

なお、"PETボトルの再商品化業務"は、平成20年秋のリーマンショックに続き、24年の世界的な景気減速の影響によるポリエステル市況の急激な変動等を背景とした輸入バージンPET価格の急落・廃PETボトルによる再商品化製品(フレーク等)の価格競争力の急激な低下・販売量の激減に直面したため、24年度は、国内リサイクルシステムの崩壊を防ぐために、市町村からの引取り辞退を申し出た事業者の再選定を行う等暫定的な措置を講じた。今後は、このような事態を避けるため、PETボトルの新たな入札制度を検討することとなったが、25年度については、暫定的に上期・下期の2回入札を行うことになった。このため、次の表に掲載している25年度のPETボトルの平均落札単価は上期落札分である。

当協会では、登録審査に合格した事業者を対象に、平成24年12月中旬~25年1月中旬にかけて、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの25年度落札事業者(ガラスびん55社、PETボトル<上期>55社、紙41社、プラスチック65社)を選定し、25年度の再商品化実施契約を締結した。なお、PETボトルの下期入札は、25年9月に実施契約を締結すべく、改めて入札選定を行うこととなる。

素材毎の落札結果などの詳細は、P14~P16参照。

再商品化(リサイクル)費用の平均落札単価の推移



(2) 市町村の品質調査の厳格実施と的確な改善アプローチ

各素材の容器包装とも、市町村から引取る分別収集物の一層の品質改善を促すために、 当協会からリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら、「品質調査」 を厳正に実施するとともに、品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。なお、品質評価は、Aランク、Bランク、そして最低のDランクの3段階に分けている。

『PETボトル』では、873保管施設を対象に品質調査を行ったが、そのうち前年度に Dランク判定であった8保管施設に対して、23年度に立案した改善目標の提出を求め、品質調査には市町村担当者と共に協会が立ち会った。8件のうち5件はDランクのままであったため、今後の品質改善を指導した。また、『紙製容器包装』では109保管施設に対して品質調査を行ったが、そのうちDランクは5件(全体の4.6%)であった。Dランクの原因は、段ボール等の一般古紙の混入や危険物・衛生上の問題品の混入等であり、品質改善を要請した。

容器包装リサイクルの対象素材の中でも、圧倒的なボリュームを占める『プラスチック製容器包装』の分別収集物の品質改善は、リサイクルの効率的・効果的な実施のための重要課題として、特に力を入れて取り組んだ。当協会では平成20年度から、プラスチック製容器包装のベール(=分別収集したものを圧縮し、結束材で梱包したもの)の品質改善に向けて、市町村担当者を対象とした「出前講座」(テーマ:プラスチック製容器包装収集物の品質改善等)を実施し、24年度は13市町村等で開催し、403名が参加した。



指定保管施設における品質調査



プラ製容器包装に係る「出前講座」風景

(3) 環境負荷データ等効果的な情報発信

当協会では、プラスチック製容器包装再商品化手法の環境負荷削減効果を客観的に評価・比較することを目的に、平成19年6月に「プラスチック製容器包装再商品化手法に関する環境負荷等の検討」を公表した。この公表より5年が経過し、算出に用いた基礎データや算出プログラムなどが更新されているため、これら新しいデータベースなどを用い、プラスチック製容器包装の再商品化手法の環境負荷削減効果を改めて算出し、「プラスチック製容器包装再商品化手法に関する環境負荷等の検討 2」として、24年10月に当協会HPで公表した。

PETボトルにおいても、市町村における分別収集並びに選別保管から、再生処理事業者による保管施設からの輸送、再生処理、再商品化製品の輸送に至る、PETボトルリサイクルの環境負荷を明らかにすることを目的に前年度に引き続き調査を実施したが、アンケート調査の集計結果から、データ収集・分析上の課題、問題点、改善点の抽出を行い、更に精度の高い環境負荷データに関する情報発信への継続的な検討を行うこととなった。

(4) 市町村からのPETボトル引き取り量の安定化に向けた活動

平成24年夏から秋にかけて起きたPETボトルに係るバージン樹脂の急激な価格変動と、フレーク市場の価格変動は、独自処理をしてきた市町村等に大きなインパクトがあり、一部には、協会ルートへの変更を検討したところもある。このため、25年度には、独自処理から当協会への引渡しに変更した市町村もでてきた。その結果、25年度の市町村から当協会への引渡し申し込み量は、昨年度より3,547トン増の20万1,344トンとなり、3年振りに20万トンを超えた。なお、新たな申し込みとして、関西圏での独自処理が協会ルートに振り替えられた例が多かった。

(5) プラ製容器包装に係る再商品化業務改善に関する実証試験の実施

平成24年度は、プラ製容器包装に係る再商品化業務改善に関して、市町村(伊勢崎市) 及び再商品化事業者の協力のもと、環境保全や再資源化の促進と社会コスト低減のため の検討を行うこととした。このため、当協会では、再資源化の対象物であるその他プラ の内容を市民が排出した状態から把握し、客観的・定量的なデータを得るための実証試 験を行った。試験計画やデータの検証については、外部有識者による「評価委員会」において検討を重ね、この委員会において、収集データの定量的・客観的な評価を実施したうえで平成25年3月27日に、「中間とりまとめ」を当協会HPに公表した。また、本実証試験は、24年度の結果を踏まえた多様な条件設定による検証を行うため、試験期間を延長し25年度も実施する。

(6) プラ製容器包装に係る優先材料リサイクル事業者に対する「総合的評価」に関する レビューの公表

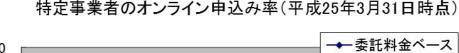
平成22年度入札より、入札時に優先的に取り扱われる資格を有する材料リサイクル事業者を「総合的評価」により評価し、その優劣により個別事業者の優先量を設定している。この「総合的評価」は、外部有識者からなる「総合的評価委員会」において、材料リサイクル手法の「効率化」と「質」の向上を図る観点から設定された評価項目に改定を加えながら、過去3年間実施している。

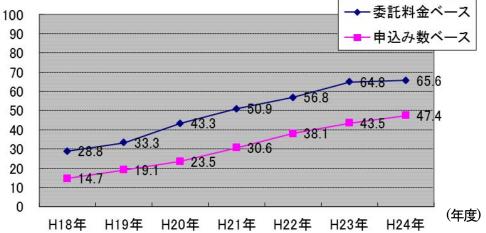
平成24年9月に開催された「総合的評価委員会」において、過去3年間の再商品化事業者の取り組み状況とその効果、今後の課題等を取りまとめており、25年2月に、この取りまとめを当協会HPに掲載した。

(7) オンライン申込の促進による業務の効率化

(%)

特定事業者からの再商品化委託申込み、市町村からの分別基準適合物の引渡しのオンライン申込の推移は、次の通りである。オンライン利用率は、当協会の諸会議や説明会等でのPR、或いはチラシ配布などの成果もあり、ここ数年大きく伸びている。具体的には、特定事業者の直接オンライン申込率は、件数ベースでみると、平成20年度が約24%に対して、21年度は約31%、22年度は約38%、23年度は約44%、更に24年度においては約48%となるなど着実に伸びている。





3. 容リ法の適正な遂行と運用の厳格化

(1) 不正及び不適正行為の防止及び危機管理体制の維持強化

① 不正及び不適正行為の防止

当協会は、平成 24 年度再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、多面的な不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。

平成 24 年度の危機管理実績としては、一点目は、日常的な事業者管理を通じて把握した不適正行為による措置の発動 7 件(前年度 8 件)、業務改善指示が 17 件(同 14 件)であった。また、23 年 11 月から発信することにした"指導票"(=不適正行為の確認や業務改善要請の意味合いを持たせた予防的措置)を 29 件(前年度 21 件)発信する等、24 年度を通じて危機管理の各種施策を徹底した。二点目は、「公益通報」いわゆる通報専用ダイヤルを通じて把握した告発情報であるが、24 年度は 7 件(同 5 件)の実績となっている。

② リスク管理体制の維持強化

当協会では、「危機管理規程」に基づく危機管理委員会等を通じて、弁護士など専門家とも連携して、①協会の危機事象(リスク)分析、②具体的なリスク未然防止策の洗い出しと年間を通じた実施、③市町村・再商品化事業者・特定事業者、それぞれに関する危機事象への対応策等、を行った。また、日常的かつ具体的な方策の展開に当たっては、危機管理コア委員会或いは業務執行理事による常勤理事会等で対応した。

当協会事務局の業務推進に係る危機管理対応としては、例えば、情報セキュリティシステムの運用を徹底し情報漏洩防止対策を万全に行うほか、自然災害、新型インフルエンザ発生時におけるBCP (Business Continuity Plan、事業継続計画)の整備・活用に努めた。とりわけ、BCPの関連では、現在、都内の豊洲にあるデータセンターで管理している当協会の業務処理システム REINS について、地震等不測の事態に備えるためのバックアップシステムを、関西地区 (大阪府吹田市内) に構築し、平成24年9月から稼動した。

(2) プラスチック製容器包装における再商品化業務の厳格化など

プラスチック製容器包装については、他の素材と比較して多額の逆有償取引となっていること等もあり、再商品化業務の厳格かつ適切な履行のために、再商品化事業者との再商品化実施契約上の措置等について、以下の点を強化した。①当協会の不定期・抜き打ちの現地検査の増強、②リサイクル製品利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任の明確化のための立入調査の一層の拡充、③市町村に拠る再商品化事業者への現地確認のサポート(=本件は、紙製容器包装及びガラスびんでも対応)。

また、プラスチック製容器包装のみならず、4素材全てに関わる事項としては、①平成25年度に向けての"登録審査判定会議"における消費者代表や弁護士の参画による公平性の担保、②不適正行為に関する"電話通報"への慎重な対処、等を行った。

(3) 再商品化義務の不履行事業者(ただ乗り事業者)への対応

当協会では、容器包装のリサイクル義務のある特定事業者でありながら、その義務を果たしていない"ただ乗り事業者"への対策について、特定事業者間の公平性を確保するため、国との連携を密にしながら、次に掲げる事項を行った。①国の行うただ乗り対策の基礎資料として、再商品化委託申込の"書類送付事業者リスト"及び"申込事業者リスト"を主務5省に提出、②前年度申込(契約)事業者のうち、当年度未申込事業者に対して、文書により再商品化義務履行を要請(年2回)、③既契約事業者で、とりわけ大口の委託料未納事業者に対しては、当協会の顧問弁護士名をもって法的措置を念頭に置きつつ支払い督促状を送付、④過年度(平成12年度~23年度)分の申込等が漏れている事業者に対して、文書により未申込年度のリサイクル義務履行を要請(年2回)、⑤特定事業者間の相互牽制の観点から"再商品化義務履行者リスト"(委託料金完納事業者リスト)を当協会ホームページに掲載、⑥全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため、商工会議所・商工会の相談窓口等を通じて普及啓発に取り組んだ。

4. 市町村への資金拠出を実施

(1) 改正容リ法第10条の2に基づく市町村への資金拠出

平成20年4月から施行された改正容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物について、品質面で異物混入や汚れ等の品質を改善する努力によって効率化された分と費用面で効率化された分の寄与に応じて資金拠出する仕組みである。21年度以降、毎年9月に、関係市町村及び一部事務組合(以下、「市町村等」という)への資金拠出を行っている。24年度においては、約1,500市町村等に対して、総額約24億4,300万円の拠出を行った。

(2) PETボトル等の有償入札に伴う市町村等への拠出

PETボトル及び紙製容器包装の再商品化委託に係る有償入札に伴う収入について与信管理を厳格に行うとともに、これら収入については引き続き、個別市町村等に対して、 "引き取り量"及び"再商品化委託単価"に応じた資金拠出を行った。平成24年度中の783市町村等への拠出実績は約80億9,900万円(23年度は、781市町村等で約83億300万円)となった。(注:支払対象市町村数は、前年度分の支払残を5月に支払う市町村が、年度末の3月に支払う市町村と重複する場合は、1市町村として数えた。)

5. 商工会議所・商工会への業務委託

当協会では、政令(平成7.12.14、容り法施行令)に基づいて、全国の主要都市に拠点を置く日本商工会議所と町村郡部に拠点を置く全国商工会連合会に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、各地の特定事業者からのリサイクルの委託申込の受付業務を行った。両団体における普及啓発活動は、会員事業所や地区内事業所向けの環境イベント等地域特性に応じた方法や、会報やホームページ、関係事業者が出席する諸会議(部会、委員会等)、当協会と連携した特定事業者向け説明会の開催などを通じて実施された。

平成24年度再商品化委託申込件数(契約ベース)・金額

全 体			件 数	•	金額	
	(合計)	2	1,074件	(100.0%)	49, 595, 970, 516 円	(100.0%)
申	商工会議所	,	7, 131 件	(33.8%)	10, 766, 521, 775 円	(21.7%)
込	商工会	;	3,058件	(14.5%)	1, 565, 212, 892 円	(3.2%)
内	特定事業者から直接	9	9,996件	(47.4%)	32, 536, 787, 993 円	(65.6%)
訳	OPC		889 件	(4. 2%)	4, 727, 447, 856 円	(9.5%)

- 1. 本表の"件数"では、新聞販売所、コンビニエンスストア(フランチャイズの直営店は除く)等が、一括代理人契約で本部一括申し込みとしている場合には、本部(1法人)を1件とカウントしている(=個店を1件とカウントしていない)。
 2. 内訳のうち、OPC(協会オペレーションセンター)の件数・金額は、全国の商工会議所・商
 - 工会での申込受付締切(24年6月末日)後に、特定事業者から当協会に直接申込された実績。
 - 3. 本表の実績は、25年3月末日現在の年度締め時点での数値。

6. 容り制度に係る"普及啓発活動の強化策"の実施と"情報公開"

(1) 普及啓発活動の強化策の実施

当協会では、公益財団法人に移行した最初の「定時評議員会」(平成22年6月)の決議 をもって、当面の間、容器包装リサイクル制度に係る"普及啓発活動の一層の強化策" を継続実施していく事とした。24年度においても、前年度の成果を踏まえて普及啓発活 動として、① 特定事業者向け説明会・個別相談会(全国21都市、約1,300名が参加)、 ② 評議員の選出母体となっている事業者団体を通じた普及啓発活動 (8団体への訪問と 協力依頼)、③日本経団連及び日本商工会議所の広報媒体による普及啓発(24年11月~25 年2月)、④ 協会ホームページと市町村ホームページ及び商工会議所・商工会ホームペー ジとのリンク促進による情報発信インフラの整備、等を幅広く展開した。

(2) 協会ホームページ等を通じた情報発信と情報公開

容器包装リサイクル制度に対する一般の方々の理解促進のため、「協会ホームページ」 や「協会ニュース」等広報媒体の内容充実に努めた。また、当協会ホームページを通じ て、再商品化義務履行者リスト、指定保管施設ごとの落札単価、個別特定事業者からの 同意を得た上での事業者ごとの再商品化委託料金、再商品化義務総量や市町村からの引 渡し量の推移等の有用な情報開示を推進し、情報提供ツールとして一層の活用を図った。 また、新しい広報ツールとして、市町村の担当者向けの学習ツール「プラスチック製

容器包装ビデオ出前講座~ベール品質とは/分別排出のポイント~」(DVD)、特定 事業者向けの学習ツール「容器包装リサイクル制度と事業者の役割/再商品化委託申込 手続きマニュアル」(DVD)を作成・配布した。これらDVDは、一般消費者の理解 促進のためのツールとしても活用を図るため、市民団体等にも配布した。

(3) 各種説明会・会議等による普及・啓発

当協会では、各種説明会の開催や関係機関が開催する説明会への講師派遣等を通じて、 市町村、再商品化事業者、特定事業者等への容器包装リサイクル制度の普及啓発を行った。

① 特定事業者向け説明会・個別相談会(平成24年11月~25年1月、於・全国21都市)、 市町村説明会(24 年 11 月、於・全国 5 ブロック)、再商品化事業者登録説明会(24 年7月、於・東京)、再商品化に関する入札説明会(24年12月、於・東京)、契約事業者の業務手続きに関する説明会(25年3月、於・東京)等

- ② 自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の講師派遣
- ③ 日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する各地商工会議所・商工会事務局の 容り法担当職員向け研修会に講師を派遣した。特に25年2月には、各地商工会議所 の役員が出席する日本商工会議所の「環境委員会」に当協会から講師を派遣し、容 器包装リサイクル制度の意義・概要の説明を行うとともに、当協会が全国の商工会 議所・商工会に委託している窓口業務などについて改めて説明し協力を要請した。



特定事業者向け説明会・個別相談会 (24年12月、於:東京商工会議所ビル)



日本商工会議所「環境委員会」 (25年2月、於:東京商工会議所ビル)

7. 関係主体との共創の推進

(1) 国内関係機関との連携

平成24年度は、農林水産省農政局担当者との意見交換会を、全国9箇所で開催した。 農政局側から延119名の容器包装リサイクル法の担当者の参加を得て、種々の意見交換 を通じて情報共有を行うことができた。

また、容器包装リサイクル制度を円滑に推進するため、主務5省及び清掃事業において市町村の声を集約する公益社団法人全国都市清掃会議が出席する「情報連絡会議」を、毎月1回のペースで開催し、当面の課題等について当協会常勤理事との間で情報交換・協議等を行った。また、4素材のリサイクル推進協議会・促進協議会とは、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関して、適宜、情報交換を行った。

(2) 外国関係機関との交流・調査等

平成24年度は、①6月8日に、日本のリサイクル事情の視察を目的に来日した韓国の PETボトルリサイクル関係団体である「KOPRA」(Korea PET Bottle Recycling Association)との情報交換会、②10月3日には、日露エコノミックスセンター株式会社が外務省からの委託事業として実施したロシア経営者向けの「リサイクル、生活廃棄 物処理システム」訪日研修団の受け入れ、また、③12月7日には、一般社団法人全国清涼飲料工業会を通じて、来日中のPRO EUROPE(=ヨーロッパ諸国の指定法人の連合)の常務理事であるヨワヒム・クオーデン氏を招き、「欧州における容器包装リサイクル制度の近況報告」の説明を受けるとともに、主務省である経済産業省、環境省、農林水産省の担当官の出席のもと意見交換を行った。また、海外事情に関する調査活動としては、5月~6月にかけて中国におけるPETボトル再生処理及び再生PET樹脂の利用動向の把握、ベール輸入と輸入ルートの変化などの動向を調査し、同国の廃PETリサイクル産業事情についても情報収集した。調査結果については、7月27日に、当協会大会議室において調査報告会を開くとともに、8月に当協会HPでも報告書を公表した。

8. 事務局業務の改善とエコ活動の推進など

(1)業務改善の推進

当協会コールセンターに寄せられる、特定事業者等からの種々の意見・提案さらには苦情・クレーム、又、全国主要都市で開催している「特定事業者向け説明会・個別相談会」での質問や相談事項について、協会業務の重要な改善の手掛かりと位置づけ、事務局内で毎月1回開催している「業務改善検討会」において、運営面や手続き等に関して改善を必要とする課題、例えば、特定事業者からの個別照会事項への対応、協会HPのQ&Aの見直し等について細部に亘って検討を行い、具体的な改善策を立案し実施した。

(2) 事務局内における3R推進·エコ活動への取り組み

事務局における3R推進やエコ活動として、申し込み書類の見直し等"紙使用量の削減"の取り組みを継続した。さらに、当協会では、夏期の東京電力・東北電力管内の電気供給力が大幅に減少する見通しを受けて前年度に引き続き「平成24年夏期節電対策」(7月~10月)を決定し、エアコン、蛍光灯、パソコン、その他電気器具の節電を実行するとともに、クールビズを前倒しで実施した。なお、当協会では、年度を通じて可能な各種電気器具の節電は、夏期に限定せず継続している。

9. 公益財団としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

当協会が平成22年4月1日、新しい公益法人制度に基づく「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」に移行し、25年3月末で満3年を経過した。24年度は、公益財団法人として、従前にも増して、ガバナンス(内部統治)の向上とコンプライアンス(法令遵守などの内部統制)の徹底を図り、外部からの信頼に応えられるような組織運営に努めた。このため、全ての素材において「登録事業者判定会議」への弁護士や消費者の参加、監事2名(公認会計士及び弁護士)による厳格な監査を実施するとともに、内部監査制度の見直しによる外部人材による当協会業務へのチェック機能強化を検討した。

また "民による公益の増進" という公益法人制度改革の趣旨を、当協会の組織運営及 び事業展開に反映させていくため、24 年度においても、前年度に引き続き、役職員全員 を対象に外部講師による「危機管理セミナー」を開催する等、教育研修を実施した。

Ⅱ 事業実施状況

1. 平成24年度再商品化業務を実施

~容リ制度のセンター機能を果たして、最適なリサイクルの環づくり~

当協会は平成24年度において、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容り法」という)に基づく指定法人として、特定事業者から容器包装のリサイクル義務(=容り法では「再商品化義務」という)の履行について委託を受け、市町村が収集した分別基準適合物である①ガラスびん(無色・茶色・その他の色の3種)、②PETボトル、③紙製容器包装(除、紙パック・段ボール)、④プラスチック製容器包装、のリサイクルを行った。

これらの「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者及び「容器」を製造している事業者(以下、「特定事業者」という)は、容器や包装が各家庭から分別排出された後は、容り法によるリサイクル義務を負っている。しかしながら現実問題、全国の家庭から排出される使用済みの容器や包装を、個々の事業者がそれぞれに回収しリサイクルすることは難しいケースが圧倒的に多い。このため、当協会は、最適な"リサイクルの環"づくりのコーディネーターとして、また、容器包装リサイクル制度のセンター機能を果たすことで、全国の特定事業者から支払われた "再商品化委託料"をもって、当該事業者に代わって、使用済み容器包装のリサイクルを行った。

主務大臣の認可を受けた4素材ごとの平成24年度再商品化実施委託単価

素 材		再商品化実施委託単価
	無色	3,900円 (4,200円)/トン
ガラスびん	茶色	5,300円 (5,600円)/トン
	その他の色	8,100円 (8,900円)/トン
PETボトル		3,400円 (3,600円)/トン
紙		12,000円 (13,000円)/トン
プラスチック	,	49,000 円(52,000 円)/トン

※() 内は前年度委託単価

平成24年度に特定事業者がリサイクルを義務付けられた「再商品化義務総量」

下段()内は前年度の公表値、単位: 千トン

特定分別基 準適合物	24 年度分別 収集計画量 (a)	24 年度再商品 化見込量 (b)	a、bいずれか少 ない量を基礎 に算出 (c)	特定事業者責任 比率(%) (d)	24 年度 再商品化義務総量 (c)×(d)×1/100
ガラスびん	3 4 1	160	160	9 6	153.60
(無色)	(342)	(160)	(160)	(95)	(152.00)
ガラスびん	293	150	150	8 0	1 2 0. 00
(茶色)	(294)	(150)	(150)	(79)	(118, 50)
ガラスびん	180	160	160	9 2	1 4 7. 20
(その他)	(180)	(160)	(160)	(90)	(1 4 4.00)
PETボトル	305	421	305	100	305
PEIMPN	(301)	(419)	(301)	(100)	(301.00)
紙製容器包装	130	3 3 9	% 38	9 9	※ 37.62
	(128)	(339)	(38)	(98)	(37.24)
プラスチック	818	1, 558	818	9 9	8 0 9. 82
製容器包装	(785)	(1, 536)	(785)	(99)	(771.15))

- (備考) 1. 特定事業者の多くは、本表の義務総量に基づいて計算される「再商品化義務量」に応じた再商品化義務の履行を当協会に委託している。
 - 2. (※) 紙製容器包装の24年度再商品化義務総量は、(a) の値から (a<bの為)、環境省が調査した市町村 独自処理分(24年度は92千トン)を差し引いた量に、特定事業者責任比率(d)をかけたもの。

(1) 平成24年度再商品化業務の実施

① 特定事業者からのリサイクルの受託

特定事業者は、当協会にリサイクルの義務履行を委託するため、製造・利用又は輸入 した「容器」や「包装」の使用量を、自ら記載した帳簿に基づき、当協会指定の再商品 化委託申込書に素材ごとに記入し、オンライン又は各地商工会議所・商工会等を通じて、 毎年度、再商品化委託申込手続きを行うことになっている。

平成24年度は、74,371社(前年度は73,659社)の特定事業者から再商品化(リサイクル)の義務履行を受託した。

平成24年度再商品化委託申込み受託状況 (特定事業者分) () 内は前年度実績

	素材	受託社数 (注)	受託量(トン)	受託金額(千円)
7	ガラスびん	3, 334 (3, 367)	367, 843 (366, 035)	2, 040, 121 (2, 181, 619)
	無色	2,861 (2,890)	146, 308 (148, 871)	570, 599 (625, 258)
	茶色	1, 437 (1, 467)	116, 041 (114, 059)	615, 017 (638, 729)
	その他の色	1, 163 (1, 197)	105, 494 (103, 105)	854, 505 (917, 632)
[]	PETボトル	1,306 (1,319)	289, 294 (266, 158)	983, 598 (958, 168)
弁	纸	56, 648 (55, 064)	41, 977 (40, 084)	503, 624 (520, 979)
-	プラスチック	72, 306 (71, 903)	941, 109 (859, 204)	46, 068, 628 (44, 629, 358)
	合 計	74, 371 (73, 659)	1, 640, 223 (1, 531, 481)	49, 595, 971 (48, 290, 124)

(注) 1 社で複数の素材を扱っている場合もあるため、素材ごとの受託社数の合計と合計欄の受託社数は 一致しない。また、受託社数には、一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っている新聞販売 所やコンビニエンスストア(フランチャイズの直営店は除く)等も個店(1社)としてカウント。

② 市町村負担分の受託状況(支払ベース)

容器包装のリサイクル義務が免除されている"小規模事業者"(容り法第2条第11項の四)に係るリサイクル費用は、市町村の負担とされている。このため、当協会では市町村と、小規模事業者分のリサイクル業務の実施契約を締結し、平成24年度再商品化委託単価に基づき、1,422市町村(23年度1,418市町村)から受託し、リサイクルを実施した。

但し、PETボトルについては、その製造等事業者、利用事業者に"小規模事業者" が存在していないことから、受託量は0トンで、リサイクル費用は発生していない。

平成24年度再商品化委託申込み受託状況(市町村負担分)()) 内は前年度実績

	素材	受託量(トン)	受託金額(千円)
ガラ	ラスびん	33, 356 (37, 221)	194, 315 (233, 748)
	無色	3,872 (4,879)	15,099 (20,490)
	茶色	21, 286 (22, 603)	112, 817 (126, 574)
	その他の色	8, 197 (9, 740)	66, 398 (86, 684)
PΕ	ETボトル	0 (0)	※ 8,005 (11,005)
紙		245 (517)	2,946 (6,725)
プラ	ラスチック	4, 918 (4, 901)	241,004 (254,832)
	合 計	38, 520 (42, 639)	446, 270 (506, 311)

しかし、一部の市町村では、PETボトルを押しつぶす減容機を備えておらず、家庭から排出されたPETボトルを収集後、ベール(=圧縮して結束材で梱包し、俵状にしたもの)にできないことから、ボトルのまま(=「丸ボトル」という)当協会が契約し

ている再商品化事業者に引き渡している。

丸ボトルは、ベールに比べて容積で約7倍、運搬費も約7倍かかると言われ、容り法 上、リサイクルの対象となる分別基準適合物ではないが、当協会はリサイクルを推進す る観点から、主務省の指導により、当該市町村がその運搬費を負担することを条件に引 取りを行い、24年度は、当該市町村から8百万円(表※)の支払いがあった。

③ 市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況

当協会では、全国1,742カ所の市町村(平成25年1月4日現在、東京23区含む、総務省調べ)のうち、1,544カ所(協会と契約している東京23区のうち22区を含む)と24年度業務実施契約(引取契約)を締結し、市町村が各家庭から分別収集する使用済み容器包装を保管する全国1,670ヶ所(前年度1,683カ所)の保管施設ごとに、再商品化事業者からの電子入札を受け付け、その入札結果によって、4素材ごとに選定された再商品化事業者(別項2-(1)-①参照)にリサイクル業務を委託した。

24 年度に市町村から引き取った使用済み容器包装(ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装)の総量は、ガラスびん349,443 トン(前年度比101.2%)、PETボトル194,777 トン(同99.9%)、紙製容器包装25,581 トン(同95.1%)、プラスチック製容器包装651,351 トン(同100.2%)、合計1,221,152 トン(同100.3%)であった。

詳細は、別紙「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」に記載のある①対象 市町村総数・保管施設数、②契約量・引取実績量・引取達成率、③再商品化製品利用状 況、のとおりである。

④ 再商品化実施委託料金及び拠出委託料金の精算

平成25年度においては、24年度の再商品化実施委託料金の精算に加え、23年度の拠 出委託料金の精算も行われる。個々の特定事業者の精算金額は、4素材ごとに次の計算 式で算出される。

(再商品化実施委託料金 精算金額)

再商品化実施委託料金の精算金額(B)×個別特定事業者の平成24年度予定実施委託料金

平成24年度再商品化予定実施委託料金の総額(精算前 A)

【注】精算率=B/A×100%

(拠出委託料金 精算金額)

拠出委託料金の精算金額(B)×個別特定事業者の平成23年度予定拠出委託料金

平成23年度再商品化予定拠出委託料金の総額(精算前 A)

【注】精算率=B/A×100%

2. 再商品化業務の一層の改善と円滑化

(1) 健全なリサイクルのための社会的コストの適正化

① 平成25年度入札に向けた事業者登録審査及び入札選定の状況

平成25年度の入札を希望する再商品化事業者を24年7月に募集した。入札のための登録審査は、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格値、販売能力や財政的基礎など、第三者の技術専門機関の協力を得て、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づいて行った。財政的基礎に関する審査については、債務超過等の財政的問題がある事業者について、必要に応じて中小企業診断士等による財務診断等を実施し、契約履行に支障があると判断された事業者は欠格とした。

なお、"PETボトルの再商品化業務"は、平成20年秋のリーマンショックに続き、24年度の世界的な景気減速の影響によるポリエステル市況の急激な変動等を背景とした輸入バージンPET価格の急落・廃PETボトルによる再商品化製品(フレークなど)の価格競争力の急激な低下・販売量の激減に直面したため、24年度は、国内リサイクルシステムの崩壊を防ぐために、市町村からの引取り辞退を申し出た事業者の再選定を行う等暫定的な措置を講じた。今後は、このような事態を避けるため、PETボトルの新たな入札制度を検討することとなったが、25年度については、暫定的に上期・下期の2回入札を行うことになった。

当協会では、以上の審査に合格し登録された事業者を対象に、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの落札事業者(ガラスびん55社、PETボトル55社、紙41社、プラスチック65社)を選定し、再商品化実施契約を締結した。25年度と24年度の登録・落札事業者数の比較は、次のとおりである。

素材	登録申込		登録		落札	
米 彻	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度
ガラスびん	67社	70社	65社	69社	55社	62社
PETボトル	67社	64社	61社	63社	55社	56社
紙	66社	66社	66社	65社	41社	44社
プラスチック	80社	89社	80社	85社	65社	65社

平成25年度・24年度 登録申込・登録・落札事業者数の比較

② 素材毎の「平成25年度入札選定結果」のポイント

イ) ガラスびん

<ガラスびん色別落札単価(加重平均)>

		落札単価(円/トシ)			
	25 年度 (a) 24 年度 (b) 前年度比 (a—b)				
無色	4, 545	4, 253	292		
茶 色	4, 938	4, 642	296		
その他色	6, 412	6, 087	325		
合 計	5, 303	4, 992	311		

(ポイント)

- 1. 落札単価は、前年度より300円/トン程度高くなった。
- 2. その他 ①落札数量は、前年度より6,178トン多い、360,447トンになった。 ②びん原料の用途別比率は、全体の76.6%と前年をやや上回った。

⁽備考) 1. 18年度以降の入札は、全て電子入札で行っている。

^{2.} プラスチックにおいては「上限値」を設定し、それを超える入札は無効とした(一部例外を除く)。

^{3.} 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)を当協会ホーム・デで公表した(25年4月)。

ロ) PETボトル

<PETボトル落札単価(25年度上期分)>

		落札単価(円/トン)		
		25 年度(上期分) (a)	24 年度(b)	対前年度(a-b)
総平均		-21, 278	-48, 890	27, 612
	有償分	-27, 470	-50, 532	23, 062
	逆有償分	35, 884	50, 983	-15, 099

(ポイント)

- 1. 落札単価の加重平均は有償の21,278円/トンで、前年度より27,612円上昇となった。
- 2. 落札最低価格は有償の45, 201円/トン、落札最高価格は、逆有償の384, 211円/トンとなった。
- 3. その他
- ①上期落札数量は、25年度市町村申込量201,344トンの55%に相当する111,325トンになった。
- ②有償分落札数量は、100,443トンで、全体量の90.2%となった。

八) 紙製容器包装

<紙製容器包装落札単価>

			落札単価(円/トン)
		25 年度(a)	24 年度(b)	対前年度(a-b)
総平均		-4, 336	-5, 833	1, 497
	有償分	-7, 382	-8, 387	1,005
/ 10 > >	逆有償分	6, 683	5, 308	1, 375

(ポイント)

- 1. 落札単価の加重平均は有償の4,336円/トンで、前年度より1,497円上昇となった。
- 2. その他
 - ①落札数量は26,186トンとなり、前年度から1,235トン減少した。
 - ②有償分落札数量は20,516トンで、全体量の78.3%となった。

二) プラスチック製容器包装

<プラスチック製容器包装手法別落札単価>

	落札単価(円/トシ)			
	25 年度(a)	24 年度(b)	対前年度(a-b)	
材料リサイクル(白色レレイ)	120, 695	207, 444	-86, 749	
材料リサイクル (白色トレイ以外)	66, 403	69, 789	-3, 386	
油化	_	-	-	
高炉還元剤化	34, 128	33, 603	525	
コークス炉化学原料化	45, 345	45, 171	174	
ガス化	36, 429	31, 358	5, 071	
プラスチック合計	54, 818	55, 773	-955	

(備考) 白色トレイとは、白色の発泡スチロール製食品用トレイのこと。

(ポイント)

- 1. 上限値設定は、95,000円/トン(前年度95,000円/トン)を設定した。
- 2. トータルでの落札単価は、955円/トン前年度より下がった。材料リサイクル(白色トレイ除く)は3,386円/トン下落したが、ケミカルリサイクルは、1,080円/トン高くなった。
- 3. その他
 - ①落札数量は、前年度より6,439トン多い673,477トンになった。
 - ②材料リサイクルの優先枠を市町村申込量の50%とした。
 - ③材料リサイクル落札量は、全体の53.2%となり前年度より1.6%上がった。

<参考>

プラスチック製容器包装のリサイクル手法

リサイクル手法		定義	利用用途
材料リサイクル		異物を除去、洗浄、破砕その他の処理をし、 ペレット等のプラスチック原料を得る	パレット、コンパネ、 擬木、成形品等
ケ	油化	異物の除去、破砕、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得る	化学工業での原材料 燃料
ケミカル	高炉還元剤化	異物の除去、破砕、塩ビ除去、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得る	高炉還元剤
ルリサイ	コークス炉化学原 料化	異物の除去、破砕、検査、分級その他の処理 をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を 得る	コークス(還元剤) 炭化水素油(化学原料) ガス(発電)
クル	ガス化	異物の除去、破砕、熱分解、改質、精製その 他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分 とするガスを得る	アンモニア・メタノール 等の化学原料、燃料
固形	燃料化等(*)	異物の除去後、固形燃料等の燃料を得る	燃料

- (備考) 1. (*) 緊急避難的、補完的手法として位置づけられている「固形燃料化等」の手法については、再生処理事業者の登録は実施しているが、実際には使用されていない。
 - 2. ケミカルリサイクルの定義欄に記載の"分級"とは「粒の大きさを揃える」ということである。

(2) 市町村収集物の「品質調査」の厳格実施と品質改善アプローチ

各素材の容器包装とも、市町村から引取る分別収集物の一層の品質改善を促すために、 当協会からリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら、「品質調査」 を厳正に実施するとともに、品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。なお、品質評価は、Aランク、Bランク、そして最低のDランクの3段階に分かれている。

①PETボトル

平成24年度のベール品質調査は、対象保管施設873 (前年度878) であった。調査結果をみると、Aランクが826、Bランクが26、Dランクが6 (全体の0.7%) であった。23年度にDランク判定であった市町村の保管施設については、市町村の保管施設に対し協会立会いの下で品質調査を行ったが、24年度もDランクであった保管施設5ヶ所に対しては、品質改善計画の立案書の提出をもとめ、今後の品質改善を指導した。

なお、24年度に丸ボトルで引渡した15保管施設のうち、2箇所は通常のベールでの引渡しが可能となることから、25年度はA又はBランク評価となる見込み。

② 紙製容器包装

平成24年度のベール品質調査は、対象保管施設109(前年度109件)であった。調査結果をみると、Aランクが102、Bランクが2、Dランクが5(全体の4.6%)であった。 Dランクの原因は、段ボール等の一般古紙の混入、結束・紙袋等に入ったものの混入や危険物品(ハサミやライター等)の混入であった。

③プラスチック製容器包装

イ)ベール品質調査の実施、破袋度向上が課題

平成24年度のベール品質調査は、対象保管施設725(前年度715)であった。第1回目の調査(24年4月~10月)では、容器包装比率85%を下回るDランクが2件(昨年3件)、また、破袋度Dランクは32件(同49件)と昨年より改善は進むものの、一層の改善に対する緊急性は高く、24年度から破袋度Dランクについても再調査の対象とした。なお、第1回目調査への市町村立会い率は前年度より高まり約59%(同57%)となっており、ベール調査への理解促進につながっている。

また、Dランク市町村に対しては、改善計画提出を求め、再調査を25年1月から順次 実施し3月で全て終了した。

口) 市町村での"出前講座"の実施

容り法の対象素材の中でも、圧倒的なボリュームを占めるプラスチック製容器包装の分別収集物の品質改善は重要課題の一つであり、特に、力を入れて取り組んだ。当協会では平成20年度から、プラスチック製容器包装のベール(=分別収集したものを圧縮し、結束材で梱包し俵状にしたもの)の品質改善に向けて、市町村担当者を対象とした「出前講座」(テーマ:プラスチック製容器包装収集物の品質改善等)を実施し、24年度は、13市町村で開催し403名の参加者があった。

また、24 年度は、当協会スタッフが現地に出向いて行う出前講座のほか、容器包装 リサイクルの概要やリサイクルの実際について、各地域の市町村のご担当者が自主的 な勉強会などを開催する際に活用してもらえるよう、「プラスチック製容器包装"ビデ オ出前講座"」を、DVD教材として作成し、全国の市町村及び一部事務組合に送付し た。

No.	実施市町村・一部事務組合	実施日	参加者	No.	実施市町村・一部事務組合	実施日	参加者
1	大阪府大阪市	4/24	20名	8	香川県高松市	10/25	70名
2	茨城県常総地方広域市 町村圏事務組合	6/15	8名	9	京都府京都市	10/26	10名
3	静岡県沼津市	7/18	25名	10	北海道小樽市	11/13	90名
4	三重県伊賀市	8/3	60名	11	茨城県常総地方広域市 町村圏事務組合(2回 目)	2/24	45名
5	長野県佐久市	8/30	12名	12	千葉県柏市	3/11	36名
6	北海道夕張市	9/28	13名	13	長野県上田市	3/25	8名
7	静岡県湖西市	10/18	6名	<参加者総計 403名>			

平成24年度「出前講座」の開催実績

- 1回の開催時間:2時間30分~3時間
- ・ 内容:基本知識(①「容器」「包装」とは、②「分別基準適合物」とは、③ベール品質の評価基準、④ベール品質の現状)、現場での選別作業状況の確認(①実物判定のケーススタディー、②現場作業後の質疑応答)、市町村担当者との確認

(3) 環境負荷データ等効果的な情報発信

① 「プラ製容器包装再商品化手法に関する環境負荷等の検討 2」の公表

当協会では、プラスチック製容器包装再商品化手法の環境負荷削減効果を客観的に評価・比較することを目的に、平成19年6月に「プラスチック製容器包装再商品化手法に関する環境負荷等の検討」を公表した。この公表より5年が経過し、算出に用いた基礎データや算出プログラムなどが更新されているため、これら新しいデータベースなどを用い、プラスチック製容器包装の再商品化手法の環境負荷削減効果を改めて算出し、「プラスチック製容器包装再商品化手法に関する環境負荷等の検討 2」として、24年10月に当協会HPで公表した。

また、環境負荷や評価方法に関する基礎知識を平易に説明した、一般向けの小冊子「リサイクル・環境負荷・LCAって、なんだろう?」も同時に公表し、この分野についての理解促進に活用できるツールとした。

② PETボトルに関する環境負荷データの公表と情報発信

PETボトルにおいても、平成24年度事業の重要課題として環境負荷の整理等に関して取り組んだ。市町村における分別収集並びに選別保管から、再生処理事業者による保管施設からの輸送、再生処理、再商品化製品の輸送に至る、PETボトルリサイクルの環境負荷を明らかにすることを目的に調査を実施した。

本調査に関して、市町村や再生処理事業者からの協力を得て、多数の回答を得ていたが、アンケート調査の集計結果から、データ収集・分析上の課題、問題点、改善点の抽出を行い、25 年度以降は更に精度の高い環境負荷データに関する情報発信への継続的な検討を行うこととなった。

(4) 市町村からのPETボトル引き取り量の安定化に向けた活動

平成24年夏から秋にかけて起きたPETボトルに係るバージン樹脂の急激な価格変動と、フレーク市場の価格変動は、独自処理をしてきた市町村等に大きなインパクトがあり、一部には、協会ルートへの変更を検討したところもある。このため、25年度には、独自処理から当協会への引渡しに変更した市町村もでてきた。その結果、25年度の市町村から当協会への引渡し申し込み量は、昨年度より3,547トン増の20万1,344トンとなり、3年振りに20万トンを超えた。なお、新たな申し込みとして、関西圏での独自処理が協会ルートに振り替えられた例が多かった。

市町村・一部事務組合が分別収集する廃ペットボトルの当協会への円滑な引渡しに関しては、平成24年度は、独自処理の多い市町村・一部事務組合への訪問を計画したが、相当数の市町村において、前記のようなPETボトルに係るバージン樹脂の急激な価格変動のために、落札事業者からの値下げ要請が相次ぎ入札価格の検討などで現場が慌ただしくなっていたため、当初予定していた訪問は行わなかった。

(5) プラ製容器包装に係る再商品化業務改善に関する実証試験の実施

平成24年度は、プラ製容器包装に係る再商品化業務改善に関して、市町村(伊勢崎市) 及び再商品化事業者の協力のもと、環境保全や再資源化の促進と社会コスト低減のため の検討を行うこととした。このため、当協会では、再資源化の対象物であるその他プラ の内容を市民が排出した状態から把握し、客観的・定量的なデータを得るための実証試験を行った。実証試験は、市民から分別排出された容リプラ廃棄物を、そのまま保管施設に持ち込み、①手選別等による廃棄物の内容分析だけでなく、②機械選別を中心とした現実的な選別行程による選別を行い当該廃棄物がどこまで分別可能であるかを調べる"選別可能性試験"、さらに最終選別物に対しては、内容分析とともに価値評価(MR向け/CR向け)を行った。

試験計画やデータの検証については、外部有識者による「評価委員会」(委員長=平尾雅彦・東京大学大学院教授)において検討を重ね、この委員会において、収集データの定量的・客観的な評価を実施したうえで平成25年3月、「中間とりまとめ」を当協会HPに公表した。また、本実証試験は、24年度の結果を踏まえた多様な条件設定による検証を行うため、試験期間を延長し25年度も実施する。

< <u>参考></u>	収集関連データ

基	基礎データ		月次データ	
	人口		収集量	
	世帯数		車両稼動台数	
	面積		作業人員	
地域別	回収ステーション数	地域別	作業時間	
	収集ルート距離		走行距離	
	使用車両の積載量		燃料使用量	
	地域特記事項		その他特記事項	
			(取り残し、禁忌品等)	

(6) プラ製容器包装に係る優先材料リサイクル事業者に対する「総合的評価」に関する レビューの公表

当協会では平成22年度入札より、プラ製容器包装の入札時に優先的に取り扱われる資格を有する材料リサイクル事業者を「総合的評価」により評価し、その優劣により個別事業者の優先量を設定している。この「総合的評価」は、外部有識者からなる「総合的評価委員会」において、材料リサイクル手法の「効率化」と「質」の向上を図る観点から設定された評価項目に改定を加えながら、過去3年間実施している。24年9月に開催された「総合的評価委員会」において、過去3年間の再商品化事業者の取り組み状況とその効果、今後の課題等を取りまとめており、25年2月に、この取りまとめを当協会HPに掲載した。

(7) オンライン申込の促進による業務の効率化

特定事業者からの再商品化委託申込み、市町村からの分別基準適合物の引渡しのオンライン申込について、当協会の諸会議や説明会等でのPR、或いはチラシ配布などの成果もあり、オンライン利用率はここ数年大きく伸びている。具体的には、特定事業者の直接オンライン申込率は、件数ベースでみると、平成20年度が約24%に対して、21年

度は約31%、22年度は約38%、23年度は約43%、更に24年度においては約48%となるなど着実に伸びている。当協会では、契約事務の高度化のため、オンライン化の一層の推進に努めており、市町村においても前年度の約89%から約91%(引渡申込時の利用率)に伸びる等、いずれの利用率も前年度を上回る状況となっている。なお、再商品化事業者については、電子入札制度との関係で100%の利用率となっている。

3. 容リ法の適正な遂行と運用の厳格化

(1) 不正及び不適正行為の防止と危機管理体制の維持・強化

① 不正及び不適正行為の防止

当協会は、平成 24 年度再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、多面的な不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。当協会業務の中立性・公正性を確保するとともに、手続の適正性を十分に担保するために「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の充実、及びこれら手続規程の一層の整備を行った。

平成 24 年度の危機管理実績としては、一点目は、日常的な事業者管理を通じて把握した不適正行為による措置の発動 7 件(前年度 8 件)、業務改善指示が 17 件(同 14 件)であった。また、23 年 11 月から発信することにした"指導票"(=不適正行為の確認や業務改善要請の意味合いを持たせた予防的措置)を 29 件(前年度 21 件)発信する等、24 年度を通じて危機管理の各種施策を徹底した。二点目は、「公益通報」いわゆる通報専用ダイヤルを通じて把握した告発情報であるが、24 年度は 7 件(同 5 件)の実績となっている。ちなみに、こうした専用ダイヤルで寄せられた公益通報への対応は、それが風説流布につながることのないよう、情報の管理も含めて慎重な対応を行った。

当協会では、現在の不正・不適正行為の水際での防止策をしっかりと機能させていく ために、25年度以降も、再商品化事業者の日常的な管理を徹底していくこととしている。

② リスク管理体制の維持強化

当協会「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持に努めるとともに、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、同規程に定める危機管理委員会等を機動的に機能させ、弁護士など専門家とも連携して、迅速な意思決定を行った。本委員会では、①協会の危機事象(リスク)分析、②具体的なリスク未然防止策の洗い出しと年間を通じた実施、③市町村・再商品化事業者・特定事業者、それぞれに関する危機事象への対応策等、を行った。また、日常的かつ具体的な方策の展開に当たっては、危機管理コア委員会或いは業務執行理事による常勤理事会等で対応した。

当協会事務局の業務推進に係る危機管理対応としては、例えば、情報セキュリティシステムの運用を徹底し情報漏洩防止対策を万全に行うほか、自然災害、新型インフルエンザ発生時におけるBCP (Business Continuity Plan、事業継続計画)の整備・活用に努めた。とりわけ、BCPの関連では、現在、都内の豊洲にあるデータセンターで管理している当協会の業務処理システム REINS について、地震等不測の事態に備えるためのバックアップシステムを、関西地区 (大阪府吹田市内) に構築し、平成24年9月から

稼動した。また、これに伴い、従来のBCPに係る危機管理マニュアルを見直した。

③ 業務の適正実施のフォローと現地検査(訪問調査)など

リサイクル業務の適正な実施に当たっては、再商品化事業者に設備稼働状況、製品の販売、市町村からの引取物・仕掛品・製品の在庫、残渣処分等に関して、当協会の指定様式による月報等の報告書を定期的に提出させた。同時に、当協会との契約に基づく再商品化業務が確実に実施されていることを確認するため、定期報告の記載内容等に関する現地検査(PETボトル事業部においては"訪問調査")を実施した。

素材ごとに行った現地検査(訪問調査)の平成24年度実績は、次のとおり。

1 /9-	- 1 2 2 2 1 2 2 1	(M211.4M.4777)	J151
素材		実 績 (前年	度)
ガラスびん	54社	54施設	(43社 44施設)
PETボトル	37社	40施設	(31社 33施設)
紙	59社	64施設	(57社 66施設)
プラスチック	63社	128施設	(74社 155施設)

平成24年度現地検査(訪問調査)の実績

(備考)上記現地検査(訪問調査)には、登録審査時の現地審査、あるいは 再商品化製品利用事業者に対する調査などは含まれていない。

(2) プラスチック製容器包装における再商品化業務の厳格化など

プラスチック製容器包装については、他の素材と比較して多額の逆有償取引となっていること等もあり、再商品化業務の厳格かつ適切な履行のために、再商品化事業者との再商品化実施契約上の措置等について、以下の点を強化した。

- ① 当協会の不定期・抜き打ちの現地検査の内容充実と効率化
- ② リサイクル製品利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任の明確化のための立入調査の一層の拡充
- ③ 市町村に拠る再商品化事業者への現地確認のサポート(=本件は、紙製容器包装及びガラスびんでも対応)。

なお、プラスチック製容器包装のみならず、4素材全てに関わる事項としては、①平成25年度に向けての"登録審査判定会議"における消費者代表や弁護士の参画による公平性の担保、②不適正行為に関する"電話通報"への慎重な対処、等を行った。

(3) 再商品化義務の不履行事業者(ただ乗り事業者)への対応

国では、容器包装の再商品化義務履行に関して、「ただ乗り事業者」(=リサイクル 義務を負っているにも拘わらず委託料の支払いを行わない事業者、過少申告の事業者、 申込・契約をしながら委託料金を未払いの事業者等)対策を強化している。当協会にお いても平成24年度は、「ただ乗り事業者」対策の実効性を更に高めていくために、前年 度に引き続き、次に掲げる自主的な取り組みを継続した。

- ①国のただ乗り事業者対策に係る情報提供として、再商品化委託申込に関する"書類送付事業者 リスト"(年度初め)及び"委託申込事業者リスト"(毎月)を主務省に提出
- ②過去に申込手続きをしていない年度が存在する事業者に対して文書によりリサイク

ル義務履行を要請(年4回:24年5月、24年9月、24年11月、25年2月)

- ③既契約事業者で、とりわけ大口の委託料未納事業者に対しては、当協会の顧問弁護士名をもって法的措置を念頭に置きつつ、支払い督促状を送付。
- ④特定事業者間の相互牽制の観点から"再商品化義務履行者リスト"を当協会ホームページに掲載
- ⑤全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため、日本商工会議所・全国商工会 連合会を通じて各団体が発行する広報媒体や相談窓口を通じて普及啓発活動を実施

また、ただ乗り事業者対策の一環として、特定事業者の素材ごとの再商品化委託料金額を、当協会ホームページへの掲載に同意した事業者に限定して20年10月以降、定期的な更新を行って公開している。

こうした取り組みによって、24年度は過年度における義務不履行分として891社(23年度は567社)から6億531万円(同7億3,300万円)の申込を受付けた。

4. 市町村への資金拠出を実施

(1) 改正容リ法第10条の2に基づいて、市町村への資金拠出を実施

平成20年4月から施行された改正容り法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物について、品質面で異物混入や汚れ等の品質を改善する努力によって効率化された分と費用面で効率化された分の寄与に応じて資金拠出する仕組みである。20年度分以降、毎年、翌年9月に、関係市町村及び一部事務組合(以下、「市町村等」という)への資金拠出を行っている。20年度分は総額約94億8,500万円、21年度分は約93億3,500万円、22年度分は約99億7,200万円であったが、算定ベースの見直しが行われた23年度分は、約24億4,300万円の拠出であった。尚、23年度分として24年9月に拠出した市町村等の数は約1,500となっている。

合理化拠出金推移

(金額単位:千円)

	平成20年度分	21年度分	22年度分	23年度分
プラ製容器包装	9, 102, 068	9, 220, 339	9, 586, 818	2, 293, 050
紙製容器包装	56, 046	26, 390	44, 671	13, 124
PETボトル	326, 457	88, 247	340, 433	112, 393
ガラスびん	0	0	0	24, 305
合計	9, 484, 571	9, 334, 976	9, 971, 922	2, 442, 872

(2) PETボトル等の有償入札に伴う市町村等への拠出額は約80億9,900万円

PETボトル及び紙製容器包装の再商品化委託に係る有償入札 (=再商品化事業者が当協会に金銭を払って委託するリサイクル業務の受託に係る入札) に伴う収入について与信管理を厳格に行うとともに、これら収入については引き続き、個別市町村等に対して、"引き取り量"及び"再商品化委託単価"に応じた資金拠出を実施した。平成24年度中の783市町村等への拠出実績は約80億9,900万円(23年度は、781市町村等で約83億300万円)となった。(注:支払対象市町村数は、前年度分の支払残を5月に支払う市町村が、年度末の3月に支払う市町村と重複する場合は、1市町村として数えた。)

有償入札に伴う拠出金推移

(金額単位:千円)

	平成21年度分	22年度分	23年度分	24年度分
プラ製容器包装	0	0	0	0
紙製容器包装	4, 700	66, 744	147, 650	161, 663
PETボトル	1, 293, 588	3, 892, 866	8, 155, 559	7, 937, 555
ガラスびん	9, 181	1, 324	42	0
合計	1, 307, 469	3, 960, 934	8, 303, 251	8, 099, 218

5. 商工会議所・商工会への業務委託

当協会では、政令(平成7.12.14、容り法施行令)に基づいて、全国の主要都市に拠点を置く日本商工会議所(日商、25年4月1日現在で514商工会議所)と町村部に拠点を置く全国商工会連合会(全国連、25年4月1日現在で1,679商工会)に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、各地の特定事業者からのリサイクルの委託申込の受付及び普及啓発活動を行った。両団体における容器包装リサイクル制度の普及啓発活動としては、会員事業所や地区内事業所向けの環境イベント等地域特性に応じた方法、あるいは会報やホームページ、関係事業者が出席する諸会議(部会、委員会等)、当協会と連携した特定事業者向け説明会の開催などが行われた。

(1) 特定事業者からの再商品化委託申込状況

当協会の平成24年度における特定事業者からの「再商品化委託申込件数(契約ベース)・金額」は、合計で21,074件(前年度21,373件)495億9,597万円(同482億9,012万円)となっている。

申込方法は、①全国の商工会議所・商工会経由による紙申込と、②特定事業者自身によるオンライン申込を原則としている。なお、一部に商工会議所・商工会が申込受付を締め切った後(6月末日以降)に、OPC(=協会オペレーションセンター※)に申込みを行ってくる特定事業者もある。ちなみに、特定事業者自身によるオンライン申込の件数を前年度と比較すると、23年度9,289件(利用率43.5%)に対して、24年度は9,996件(同47.4%)と伸びている。

※ OPCは、「運用セクション」と「お問い合わせ窓口」の2つの機能を有し、特定事業者、 市町村、再商品化事業者、商工会議所・商工会等への各種書類の送付や各種情報変更・訂正 書類の受付、システム(REINS)操作の問い合わせ対応、市町村からの再商品化申込書類の 入力などの事務処理を行うために設置した組織。

平成24年度再商品化委託申込件数(契約ベース)・金額

	全 体	件数		金額		
(合計)		21,074件 (100.0%)		49, 595, 970, 516 円	(100.0%)	
申	商工会議所	7, 131 件	(33.8%)	10, 766, 521, 775 円	(21.7%)	
込	商工会	3,058件	(14.5%)	1,565,212,892 円	(3.2%)	
内	特定事業者から直接	9,996件	(47. 4%)	32, 536, 787, 993 円	(65.6%)	
訳	OPC	889 件	(4. 2%)	4, 727, 447, 856 円	(9.5%)	

- (備考) 1. 本表の"件数"では、新聞販売所、コンビニエンスストア(フランチャイズの直営店は除く) 等が、一括代理人契約で本部一括申し込みとしている場合には、本部(1法人)を1件とカウ ントしている(=個店を1件とカウントしていない)。
 - ントしている(=個店を1件とカウントしていない)。
 2. 内訳のうち、OPC (協会オペレーションセンター) の件数・金額は、全国の商工会議所・商工会での申込受付締切 (24年6月末日) 後に、特定事業者から当協会に直接申込された実績。
 - 3. 本表の実績は、25年3月末日現在の年度締め時点での数値。

(2) 特定事業者向け説明会など各地での普及啓発活動への取り組み

平成24年度は、東京を初めとする主要21都市において関係商工会議所の主催・商工会の協力、及び主務5省の協力も得ながら、特定事業者向けの「容り制度に係る説明会・個別相談会」を開催し、特定事業者への制度普及に努めた。この活動は、25年度以降も継続する。

1 /2/4=	「水塩・「火石中では火ノノーノン・同火で大力」の手来もから、「大石」に入り、				
開催地	開催日	開催地	開催日		
札幌	24年12月 7日	盛岡	24年11月28日		
秋田	24年11月27日	新潟	25年1月16日		
富山	24年 12月12日	水戸	25年1月18日		
宇都宮	24年11月21日	さいたま	24年12月11日		
東京	24年12月18日	岐阜	24年11月28日		
名古屋	24年12月19日	大阪	24年12月21日		
神戸	25年1月18日	奈良	24年11月29日		
広島	25年1月25日	徳島	24年11月14日		
高松	24年11月15日	福岡	25年1月17日		
宮崎	25年1月16日	鹿児島	25年1月22日		
那覇	25年1月11日				
合計	21箇所、参加者	数 1,301 名、個別相談 126 名			

平成24年度容器包装リサイクル制度に関する事業者説明会開催実績

また、各地の商工会議所及び商工会では、当協会からの委託業務の一環として、それぞれの広報ツールである機関誌(紙)やホームページなどでの情報発信を始め、両団体の全国的なネットワークを通じて、容器包装リサイクルや環境問題に関する普及啓発等を実施した。例えば、諸会合・講習会等での説明、相談窓口での個別事業者への啓発、施設見学会の実施、会報やホームページを通じた関連情報の発信など、組織や地域特性に応じた方法で、年間を通じて普及啓発に取り組んだ。また、全国的な広がりを見せる3R(リデュース、リユース、リサイクル)の運動やレジ袋の削減に係る様々な活動が、地域総合経済団体である両団体の普及啓発活動の一環としても展開される等、大都市・中小都市、市町村の規模を問わず、ごみ減量化や省資源等の啓発活動が推進された。

(3) 担当者研修会の開催

各地商工会議所・商工会の再商品化委託業務担当者に対しては、特定事業者からの再商品化委託申込の契約代行業務が円滑に遂行されるよう、容器包装リサイクル法の概要及び当協会の役割・業務内容、各地における申込受付・契約関連事務手続き方法(パソコン入力操作)、普及啓発活動等をテーマに、以下の日程で研修会を開催した。

<商工会議所関係>

(ア) 開催時期: 平成24年9月26日(水)~9月28日(金)(1泊2日で計2回開催)

(イ) 出席者数:130商工会議所・131名

⁽参考) 前年度の開催は、20ヶ所。参加者数887名、個別相談83名。

(ウ) 開催場所: 浜松市 (商工会議所福利研修センター(カリアック)) ※平成24年10月1日~2日に予定されていた研修は台風のため中止

<商工会関係>

- (ア) 開催時期:平成24年8月~9月の期間(4ブロックで計4回開催)
- (イ) 出席者数:143商工会(連合会)・149名
- (ウ) 開催場所: 札幌(ホテル札幌ガーデンパレス)、東京(有楽町電気ビル北館)、

名古屋(ウインクあいち(愛知県産業労働センター))、岡山(ホ

テルサン・ピーチOKAYAMA)

6. 容リ制度に係る"普及啓発活動の強化策"の実施と"情報公開"

(1) 普及啓発活動の強化策の実施

当協会では、公益財団法人に移行した最初の「定時評議員会」(平成22年6月)の決議をもって、当面の間、容器包装リサイクル制度に係る"普及啓発活動の一層の強化策"を継続実施していく事とした。24年度においても、前年度の成果を踏まえて普及啓発活動を幅広く展開した。主な事項は、次の通り。

- ① 特定事業者向け説明会・個別相談会の実施(全国21都市、約1,300名が参加)
- ② 日本経団連及び日本商工会議所の広報媒体による普及啓発(24年11月~25年2月)
- ③ 事業者団体を通じた事業者向け普及啓発活動の展開 (8団体 (累計18団体) への訪問と協力依頼)
- ④ 協会ホームページと市町村ホームページ及び商工会議所・商工会ホームページとの リンク促進による情報発信インフラの整備

(2) 協会ホームページ等を通じた情報発信と情報公開

当協会の情報発信ツールとして重要な役割を担っているのが、当協会ホームページ (http://www.jcpra.or.jp/)で、当協会ホームページへの来訪者数は、年間約50万人以上の方々のアクセスがある等、容器包装リサイクルに関する情報発信総合サイトとして浸透している。協会ホームページを通じて、再商品化義務履行者リスト、指定保管施設ごとの落札単価、個別特定事業者からの同意を得た上での事業者ごとの再商品化委託料金、再商品化義務総量や市町村からの引渡し量の推移等の情報開示を推進するなど、情報提供ツールとして一層の活用を図った。また、特定事業者、再商品化事業者との電子契約や市町村等への情報提供ツールとしても浸透している。

こうした中で、平成24年度も、容器包装リサイクル制度に対する一般の方々の理解促進のため、協会ホームページはもとより、「協会ニュース」等広報媒体の内容充実に努めるとともに、新しい広報ツールとして、市町村の担当者向けの学習ツール「プラスチック製容器包装ビデオ出前講座~ベール品質とは/分別排出のポイント~」(DVD)、特定事業者向けの学習ツール「容器包装リサイクル制度と事業者の役割/再商品化委託申込手続きマニュアル」(DVD)を作成・配布した。これらDVDは、一般消費者の理解促進のためのツールとしても活用を図るため、市民団体等にも配布した。

また、講演会やセミナーへの講師派遣を積極的に行うとともに、環境展など各種イベントへの後援・協賛・出展などを行った(詳細は、P29参照)。

(3) 各種説明会等による普及・啓発

①平成25年度登録希望事業者に対する説明会

平成25年度の容器包装リサイクルに関する再生処理事業者の事業者登録申請に係る連絡は、24年7月1日付官報と当協会ホームページ等で行い、同月中旬には分別基準適合物の再生処理事業の実施を希望する事業者を対象とする説明会を、次のとおり開催した。この説明会では、各素材を巡るリサイクル事情、登録申請に当たっての厳格な審査要件や留意事項、書類記入方法等を広範囲にわたり説明した。

			,
素材	開催日	場所	出席者
ガラスびん	24年7月13日 13:30~15:30	アジュール竹芝 「白鳳の間」	67名 (58社)
PETボトル	24年7月12日 13:30~15:30	アジュール竹芝 「天平の間」	111名(68社)
紙	24年7月12日 13:30~15:30	アジュール竹芝「飛鳥の間」	56名(53社)
プラスチック	24年7月13日 13:30~15:30	ホテルJALシティ田町 「鸞鳳の間」	131名(80社)

②平成25年度の容器包装リサイクルの実施に関する市町村説明会

当協会の平成25年度事業の実施に向けて、当協会と業務実施契約書(覚え書き)を締結 予定の市町村等及びそれを管轄する都道府県の担当者を対象とした説明会を、全国5ブロック(札幌、仙台、東京、大阪及び福岡)に分け、次のとおり開催した。

地区	開催日	場所	出席者(市町村・ 一部事務組合数)
北海道	24年11月9日 13:30~15:30	札幌全日空ホテル(札幌) 「白楊(はくよう)の間」	76名(73市町村等)
東北	24年11月8日 13:30~15:30	ホテルメトロポリタン仙台(仙台) 「曙の間」	37名 (36市町村等)
関東	24年11月12日 13:30~15:30	東海大学校友会館(東京) 「阿蘇・朝日の間」	216名 (203市町村等)
関 西	24年11月13日 13:30~15:30	チサンホテル新大阪 (大阪) 「チサンホール」	158名 (152市町村等)
九州	24年11月14日 13:30~15:30	ホテルセントラーザ博多(福岡) 「花筐(はなかご)の間」	100名(97市町村等)

この説明会では、「分別基準適合物の引き取り及び再商品化の概要」「再商品化業務フロー」及び「業務実施契約書(見本)」等に基づき、25年度における分別基準適合物の引渡しに関する具体的業務手順について説明するとともに、PETボトルにおいては、当協会への引渡し量の増大を、また、プラスチック製容器包装においては、ベール品質改善の取り組みと引渡し申込量の精度向上を強く要請するとともに、市町村による再生処理事業者への現地確認制度について説明した。

③平成25年度容器包装リサイクル業務に関する入札説明会

平成25年度の登録再生処理事業者及び運搬事業者を対象に、市町村保管施設ごとの入札条件リスト(引取量等)を提示し、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装のリサイクル業務に関する入札説明会を、次のとおり開催した。

この説明会では、オンラインによる入札手続、入札の注意事項、選定方法及び選定結果の連絡方法、実施契約書、法令遵守、入札書の記入要領等を説明した。

素 材	開催日	場所	出席者
ガラスびん	24年12月13日 13:30~15:30	アジュール竹芝 「天平の間」	60名(50社)
PETボトル	24年12月14日 13:30~15:30	アジュール竹芝 「飛鳥の間」	106名(62社)
紙	24年12月14日 13:30~15:30	東海大学校友会館 「富士の間」	57名(53社)
プラスチック	24年12月13日 13:30~15:30	ホテルJALシティ田町 「鸞鳳の間」	126名(81社)

④平成25年度の契約事業者の業務手続きに関する説明会

平成25年度の契約予定再生処理事業者及び運搬事業者を対象に、業務手続に関する 説明を、次の通り開催した。この説明会では、市町村の分別収集物の引渡し方法、業 務手続及び業務フロー、オンラインによる引取り実績報告、実施契約の締結、法令順 守等を説明した。

素材	開催日	場所	出席者
ガラスびん	25年3月21日 13:30~15:30	アジュール竹芝 「飛鳥の間」	57名 (48社)
PETボトル	25年3月21日 13:30~15:30	アジュール竹芝 「天平の間」	90名 (55社)
紙	25年3月22日 13:30~15:30	アジュール竹芝 「天平の間」	41名 (38社)
プラスチック	25年3月22日 13:30~15:30	アジュール竹芝 「飛鳥の間」	108名 (62社)

⑤その他

自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等に、当協会役職員を積極的に講師派遣した。また、日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する容り法担当事務局向けの研修会に講師を派遣した。特に、平成25年2月には、各地商工会議所の役員が出席する日本商工会議所の「環境委員会」に当協会から講師を派遣し、容器包装リサイクル制度の意義・概要の説明を行うとともに、当協会が全国の商工会議所・商工会に委託している窓口業務などについて改めて説明し協力を要請した。

7. 関係主体との共創の推進

(1) 国内関係機関との連携

①農政局担当者との意見交換会の開催

平成24年度は、農林水産省農政局担当者との意見交換会を全国9箇所で開催した。 農政局側から延119名の容器包装リサイクル法の担当者の参加を得て、種々の意見交換を通じて情報共有を行うことができた。

農政局など	開催日	開催場所
北海道農政事務所	10月5日	札幌市
関東農政局	11月22日	さいたま市
北陸農政局	11月2日	金沢市
北陸農政局	12月14日	新潟市
東海農政局	10月4日	名古屋市
近畿農政局	9月14日	大阪市
中国四国農政局	10月25日	岡山市
九州農政局	10月18日	熊本市
内閣府沖縄総合事務局	9月21日	那覇市

②主務5省等との「情報連絡会議」の定期開催など

容器包装リサイクル制度を円滑に推進するため、主務5省及び清掃事業において市町村の声を集約する公益社団法人全国都市清掃会議が出席する「情報連絡会議」を、毎月1回のペースで開催し、当面の課題等について当協会常勤理事との間で情報交換・協議等を行うとともに、同会議の終了後に、現行制度に関わる諸課題について検討・協議の場を設けた。また、4素材のリサイクル推進協議会・促進協議会とは、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関して、適宜、情報交換を行った。

(2) 外国関係機関との交流・調査等

① 意見交換会の開催など

平成24年6月8日には、日本のリサイクル事情の視察を目的に来日した韓国のPE Tボトルリサイクル関係団体である「KOPRA」(Korea PET Bottle Recycling Association)と情報交換会を開催した。当日は、当協会の他、PETボトルリサイク ル推進協議会、廃PETボトル再商品化協議会が参加し、日韓両国のPETボトルリ サイクルの現状に関して意見交換を行った。

10月3日には、日露エコノミックスセンター株式会社が外務省からの委託事業として実施した"ロシア経営者向けの「リサイクル、生活廃棄物処理システム」訪日研修団"を受け入れ、当協会大会議室において、日本における容器包装リサイクル法のスキームと実績などについて説明と意見交換を行った。

また、12月7日には、一般社団法人全国清涼飲料工業会を通じて、来日中のPROEUROPE(=ヨーロッパ諸国の指定法人の連合)の常務理事であるヨワヒム・クオーデン氏を招き、「欧州における容器包装リサイクル制度の近況報告」の説明を受けるとともに、主務省である経済産業省、環境省、農林水産省の担当官の出席のもと、意見交換を行った。当協会も、オブザーバーとして出席をした。

② 海外事情の視察・調査

海外事情に関する調査活動としては、平成24年5月~6月にかけて中国におけるPETボトル再生処理及び再生PET樹脂の利用動向の把握、ベール輸入と輸入ルートの変化などの動向を調査した。今回の調査では、併せてベトナムの現地調査も実施し、同国の廃PETリサイクル産業事情についても情報収集した。調査結果については、

24年7月27日に、当協会大会議室において調査報告会を開くとともに、8月に当協会 HPでも報告書を掲載した。

(3) 各種イベントへの講師派遣及び後援・協賛など

平成24年度において、当協会が後援・協賛等をおこなった環境関連イベント等は次のとおり。

環境関連イベント等への主な後援・協賛等実績

	※が決定 「 マ	1分 シエな区及 励		
日時・場所	行事名	主催者	目的・内容	
24年5月22日~25日	2012NEW環境	日報ビジネス(株)	各種課題に対応する	協賛
(於:東京ビックサイト)	展		様々な環境技術、サービス	
			を一堂に展示、情報発	
			信	
24年6月1日~	熱中症予防声か	熱中症予防声かけ	省エネ・節電、熱中症対	賛同
(※HP 上での実施)	けプロジェクト	プロジェクト実行委員	策を目的に「クールサマー	
		会 事務局 (JEC:(一	2012」の一環として行	
		社)日本エンハ。ワーメントコ	われ、行政と民間企業	
		ンソーシアム)	が連携して実施	
24年10月2日~5日	ТОКУО РАСК	(公社)日本包装技	包装資材・包装機械・	協賛
(於:東京ビックサイト)	2012	術協会	環境対応機材から物流	
			に至るまでの各分野の	
			展示	
24年10月26日	第11回産業廃棄	(公社)全国産業廃	行政担当者、事業者、	協賛
(於:ホテルニューオータニ	物と環境を考え	棄物連合会(幹事団	学識経験者、市民等と	
(東京))	る全国大会	体)	共に循環型社会の形成	
		(公財)日本産業廃	等について考える	
		棄物処理振興センター		
		(公財)産業廃棄物		
		処理事業振興財団		
24年11月1日~2日	第7回容器包装3	3 R推進団体連絡	自治体・事業者・市民	後援
(於:仙台市青年文化	R推進フォーラム	会	等さまざまな主体が連	
センター)			携して、容器包装の3R	
			を推進するための場作	
			り	
25年3月24日	こどもエコクラブ全	(財)日本環境協会	子供たちが広く環境に	後援
(於:早稲田大学西早	国フェスティハ・ル 2013	(こどもエコクラブ全	関心を持ち、環境に対	
稲田キャンパス)		国事務局)	する責任と役割を理解	
			し、環境保全活動への	
			参加等を通じて環境問	
			題を解決する力を育成	

8. 事務局業務の改善とエコ活動の推進

(1)業務改善の推進

当協会では、コールセンターが受け付ける電話相談により、特定事業者や全国の商工会議所・商工会等からの問い合わせに応じている。平成24年度は、常時4人のスタッフ(専門相談員)を配置して対応した。問い合わせの多くは、再商品化委託料金の支払・請求関係、再商品化委託申込書の記入方法・手続き、対象容器包装の具体的な判断、過年度分の再商品化委託申込方法などの事務的な照会であるが、ただ乗り事業者対策や法律内容等に関する意見や苦情等も一部寄せられている。

こうした当協会コールセンターに寄せられる、特定事業者等からの種々の意見・提案さらには苦情・クレーム等については、協会業務の重要な改善の手掛かりと位置づけ、事務局内で毎月1回開催している「業務改善検討会」において、運営面や手続き等に関して、例えば、特定事業者からの個別照会事項への対応、協会HPのQ&Aの見直し等について、細部に亘って検討を行い具体的な改善策を立案し実行してきた。

なお、コールセンターによる24年度の個別対応件数は、特定事業者関係6,045件(前年 度6,036件)、商工会議所・商工会関係559件(同512件)、その他2,143件(同1,655件)、 計8,747件(同8,203件)であった。

(2) 事務局における3R推進・エコ活動への取り組み

事務局における3R推進やエコ活動として、申し込み書類の見直し等"紙使用量の削減"の取り組みを継続した。さらに、前年度に引き続き「平成24年夏期節電対策」(7月~10月)を決定し、エアコン、蛍光灯、パソコン、その他電気器具の節電を実行するとともに、クールビズを前倒しで実施した。なお、当協会では、年度を通じて可能な各種電気器具の節電は、夏期に限定せず継続している。

(3) 平成25年度の再商品化業務に向けた入札選定など準備作業

平成24年度再商品化業務と並行して、25年度の再商品化業務の実施に向けた準備作業を、別紙「平成25年度再商品化の実施に向けて行った各種業務(平成24年度)」に記載のとおり実施した。

9. 公益財団としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

当協会は平成22年4月1日、新しい公益法人制度に基づく「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」に移行し、25年3月末で満3年を経過した。24年度は、公益財団法人として、従前にも増して、ガバナンス(内部統治)の向上とコンプライアンス(法令遵守などの内部統制)の徹底を図り、外部からの信頼に応えられるような組織運営に努めた。このため、全ての素材における登録事業者判定会議への弁護士や消費者の参加、監事2名(公認会計士及び弁護士)による厳格な監査を実施するとともに、内部監査制度の見直しによる外部人材による当協会業務へのチェック機能強化を検討した。

また、"民による公益の増進"という公益法人制度改革の趣旨を、当協会の組織運営及び事業展開に反映させていくため、年度がスタートした24年4月に、事務局役職員が理解すべきコンプライアンスの考え方や、役員など責任ある立場にある者の忠実義務・善

管注意義務などについて、危機管理セミナー「不祥事から学ぶ組織とコンプライアンス」 (講師: ㈱QAP&Ps 代表取締役・加藤祐一氏)を開催した。

また、公益財団法人において、業務執行の役割を担う「理事」、理事の業務執行を監督する役割を担う「評議員」、更に協会業務全体の監査権限が強化された「監事」、これら三者の相互の牽制機能が十分機能するような強固な業務執行体制の下での組織運営に努めた。とりわけ、外部に対する説明責任の重要性に鑑み、理事会、評議員会、監事会等での、当協会事務局サイドからの的確・公正な情報公開の徹底はもとより、25年2月13日には、当協会において会計監査人とのディスカッション等を行い、当協会の活動理念や事業目標の協会内への徹底、経営判断を行うための重要な情報把握、不正リスクへの対応、公益財団の運営など広範なテーマで公益財団法人としての運営に関して意見交換を行った。

Ⅲ 会議開催状況

1. 平成24年度第1回定時理事会・定時評議員会・第1回臨時理事会

(1)第1回定時理事会

○日 時:平成24年6月7日(木)14時~15時30分 ○場 所:公益財団法人日本容器包装リサイクル協会大会議室

○理事出席 : 14名

○議事:<審議事項>

①理事会での決議事項等

- (イ) 平成23年度事業報告書(案) について
- (ロ) 平成23年度財務諸表(案) について
- (ハ) 監事による「会計及び業務監査に係る監査報告」について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき(イ)及び(ロ)について一括して説明を行い、引き続き、本間監事から「当協会の事業報告書及び財務諸表について監査を行った結果、適正に処理されている」旨の報告があり、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

(二) 定時評議員会の開催日程及び議事等(案) について 議長の指示により、事務局から資料に基づいて説明し、議長より出席者に諮ったところ、 異議なく承認された。

②評議員会への提案事項

(イ) 理事の交代(案) について

議長の指示により、事務局から、任期途中における理事の交代(案)について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、定時評議員会に提案されることとなった。

なお、大東博業務執行理事・ガラスびん事業部長の後任としては、鈴木隆業務執行理事・ 紙容器事業部長が兼務予定との説明が事務局からあった。

就 任	退任
水野 靖彦	勝浦 嗣夫
橋本 賢二郎	堀口 誠
公文 正人	平石 惠一
_	大東 博

(ロ) 評議員の交代(案) について

議長の指示により、事務局から、任期途中における評議員の交代(案)について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、定時評議員会に提案されることとなった。

就 任	退任
岩尾 英之	公文 正人
小板橋 正人	東倉健人
駒木 勝	沼尻 光治
高野 秀夫	岡部 義裕
高浜 彰	大森敏弘

(ハ) 平成24年度普及啓発活動の強化策(案) について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、市町村担当者向け「容器包装リサイクル普及啓発支援サイト」の構築と情報発信、特定事業者向け容器包装リサイクル制度・申込手続き解説DVDの制作・配布、プラスチック製容器包装・ビデオ出前講座の制作・配布等について説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、定時評議員会に提案されることとなった。

(二) 平成24年度のリスク管理目標(案) について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、公益性・透明性・信頼性の確保のため影響の大きいリスクについて四半期フォローの徹底、国・所管官庁との連携強化、職員の行動に関する内部監査の拡充等について説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、定時評議員会に提案されることとなった。

(ホ) 総務企画委員会への委任事項について

議長の指示により、事務局から、次の内容について説明を行った。

再商品化実施委託単価は、主務大臣の認可事項であり、理事会、評議員会での審議を経て評議員会で承認することになっているが、次年度の再商品化委託申込受付を12月から始めるにあたり、特定事業者に送付する次年度の再商品化申込書類には、同単価を記載し提示する必要がある。このことから、12月に開催予定の理事会、評議員会での審議に先立ち、25年度の再商品化実施委託単価を決定・公表する権限を、例年どおり総務企画委員会に委任していただきたい旨説明した。

以上について、議長から出席者に諮ったところ、異議なく承認され、定時評議員会に提 案されることとなった。

<報告事項>

①再商品化事業の動向について

議長の指示により、石井代表理事専務から資料に基づき、23年度の再商品化の実績、24年度再商品化事業に向けた動き等について一括して報告した。

(2) 定時評議員会

〇日 時: 平成24年6月27日(水) 14時00分~15時30分

○場 所:アジュール竹芝 「天平」

○評議員出席:39名

○議事:<審議事項>

①理事の交代(案)について

議長の指示により、事務局から、任期途中における理事の交代(案)について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

なお、大東博業務執行理事・ガラスびん事業部長の後任としては、鈴木隆業務執行理事・ 紙容器事業部長が兼務予定との説明が事務局からあった。

就任	退任
水野 靖彦	勝浦 嗣夫
橋本 賢二郎	堀口 誠
公文 正人	平石 惠一
_	大東 博

②評議員の交代(案)について

議長の指示により、事務局から、任期途中における評議員の交代(案)について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

なお、今回退任する公文正人氏については、6月11日付で評議員辞任申し出があったため、事後承認により同日付で退任とする旨の説明が事務局よりあった。

就任	退 任
大沢 年一	芳賀 唯史
小板橋 正人	東倉健人
駒木 勝	沼尻 光治
高野 秀夫	岡部 義裕
高浜 彰	大森 敏弘
堀口 宗男	池田 政寛
岩尾 英之	公文 正人

③平成24年度普及啓発活動の強化策(案)について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、市町村担当者向け「容器包装リサイクル普及啓発支援サイト」の構築と情報発信、特定事業者向け容器包装リサイクル制度・申込手続き解説DVDの制作・配布、プラスチック製容器包装・ビデオ出前講座の制作・配布等について説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

④平成24年度のリスク管理目標(案)について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、公益性・透明性・信頼性の確保のため影響の大きいリスクについて四半期フォローの徹底、国・所管官庁との連携強化、職員の行動に関する内部監査の拡充等について説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

⑤総務企画委員会への委任事項について

議長の指示により、事務局から、次の内容について説明を行った。

再商品化実施委託単価は、主務大臣の認可事項であり、理事会、評議員会での審議を経て 評議員会で承認することになっているが、次年度の再商品化委託申込受付を12月から始め るにあたり、特定事業者に送付する次年度の再商品化申込書類には、同単価を記載し提示す る必要がある。このことから、12月に開催予定の理事会、評議員会での審議に先立ち、2 5年度の再商品化実施委託単価を決定・公表する権限を、例年どおり総務企画委員会に委任 していただきたい旨説明した。

以上について、議長から出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

<報告事項>

- ①平成23年度事業報告書について
- ②平成23年度財務諸表について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、6月7日開催の当協会平成24年度第1回定時理事会で承認された、①および②について一括して説明を行った。

③再商品化事業の動向について

議長の指示により、石井代表理事専務から資料に基づき、23年度の再商品化の実績、24年度再商品化事業に向けた動き等について一括して報告した。

(3) 第1回臨時理事会

〇日 時: 平成24年6月27日(水) 15時30分~15時45分

○場 所:アジュール竹芝 「天平」

○理事出席:13名

○議事:<審議事項>

①業務執行理事の選任 (案) について

議長の指示により、事務局から業務執行理事の候補者に関して説明し、議長より出席者に 諮ったところ、公文正人、橋本賢二郎の両氏が異議なく「業務執行理事」に選任された。

2. 平成24年度第2回定時理事会·臨時評議員会

(1)第2回定時理事会

〇日 時: 平成24年12月4日(火) 14時00分~15時30分

○場 所:公益財団法人日本容器包装リサイクル協会大会議室

○ 理事出席: 13名

○議事:<審議事項>

①評議員会への提案事項

(イ) 平成25年度再商品化実施委託単価(案)及び平成24年度拠出委託単価(案)の決定について(追認)

再商品化実施委託単価及び拠出委託単価は、主務大臣の認可事項であり、理事会での決議を経て評議員会で承認することになっているが、本年6月の平成24年度第1回定時理事会及び定時評議員会において、本件について本年10月に開催の総務企画委員会に委任して決定することの承認をいただいているものであり、議長の指示により、事務局から資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく追認され、12月17日開催の平成24年度臨時評議員会(以下、「臨時評議員会」)に提案されることとなった。

(ロ) 再商品化実施委託単価の決定手続きの変更等について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき再商品化実施委託単価の決定手続きの変 更等について説明があり、次年度における平成26年度の再商品化委託単価の決定手続きか ら、総務企画委員会で決定のうえ理事会及び評議員会で追認という従来の手続きを改め、理 事会決定事項とする旨、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、臨時評議員会 に提案されることとなった。

(本件は、(イ)の関連事項として一括説明を行った。)

(ハ) 平成25年度事業計画書 (案) について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき平成25年度事業計画書(案)について 説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、臨時評議員会に提案される こととなった。

(二) 平成25年度収支予算書(案)について

議長の指示により、事務局から資料に基づき平成25年度収支予算書(案)について、収入、支出に係る各項目に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、臨時評議員会に提案されることとなった。

(ホ) 評議員の交代(案) について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、臨時評議員会に提案されることとなった。

就任	退任
友野 宏章	市本 徹雄

(へ)「就業規則」の改正(案)について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき就業規則の改正(案)について説明し、 議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、臨時評議員会に提案されることとなった。

(2)理事会での決議事項

- (イ) 平成24年度「臨時評議員会」の開催日程及び議事等(案) について 議長の指示により、事務局から資料に基づいて説明し、議長より出席者に諮ったところ、 異議なく承認された。
- (ロ) '常勤理事の在任期限'見直しの検討について 議長の指示により、事務局から資料に基づいて説明し、議長より出席者に諮ったところ、 異議なく承認された。

<報告事項>

①容器包装リサイクル制度に係る一般課題について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき、本年7月に主務省庁に提出した容器包装 リサイクル制度に関する課題について報告した。本報告は今後国の審議会等で実施される制 度見直しに先立ち、とりまとめたもので、関係団体のヒアリング等を踏まえ指定法人として 抱える課題を一覧としたもの。

②平成24年度普及啓発強化策(中間報告)について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき、市町村担当者向け「普及啓発支援サイト」の構築と情報発信、特定事業者向け啓発DVDの制作と配布・動画配信、容器包装リサイクル制度・申込手続き等に関する特定事業者向け説明会の実施等の平成24年度普及啓発強化策の実施状況について報告した。

③平成24年度再商品化の動向について

議長の指示により、石井代表理事専務から、資料に基づき、24年度上半期の再商品化の実績、23年度分の合理化に伴う市町村への拠出金、25年度に向けた再商品化事業者の登録審査、また、PETボトル再商品化事業者の再選定と今後の対応について一括して報告した。

(2) 臨時評議員会

〇日 時: 平成24年12月17日(月) 15時00分~16時30分

○場 所:椿山荘タワー棟10階フリージア

○評議員出席:35名

○議 事:

<審議事項>

①平成25年度再商品化実施委託単価(案)及び平成24年度拠出委託単価(案)の決定について(追認)

再商品化実施委託単価及び拠出委託単価は、主務大臣の認可事項であり、理事会での決議を経て評議員会で承認することになっているが、本年6月の平成24年度第1回定時理事会及び定時評議員会において、本件について本年10月に開催の総務企画委員会に委任して決定することの承認をいただいているものであり、議長の指示により、事務局から資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく追認された。

②再商品化実施委託単価の決定手続きの変更等について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき再商品化実施委託単価の決定手続きの変 更等について説明があり、次年度における平成26年度の再商品化委託単価の決定手続きか ら、総務企画委員会で決定のうえ理事会及び評議員会で追認という従来の手続きを改め、理 事会決定事項とする旨、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

(本件は、①の関連事項として一括説明を行った。)

③平成25年度事業計画書(案)について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき平成25年度事業計画書(案)について 説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

④平成25年度収支予算書(案)について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき平成25年度収支予算書(案)について、収入、支出に係る各項目に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

⑤評議員の交代(案)について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

就任	退任
友野 宏章	市本 徹雄

⑥「就業規則」の改正(案)について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき就業規則の改正(案)について説明し、 議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

<報告事項>

①容器包装リサイクル制度に係る一般課題について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき、本年7月に主務省庁に提出した容器包装 リサイクル制度に関する課題について報告した。本報告は今後国の審議会等で実施される制 度見直しに先立ち、とりまとめたもので、関係団体のヒアリング等を踏まえ指定法人として 抱える課題を一覧としたもの。

②平成24年度普及啓発強化策(中間報告)について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき、市町村担当者向け「普及啓発支援サイト」の構築と情報発信、特定事業者向け啓発DVDの制作と配布・動画配信、容器包装リ

サイクル制度・申込手続き等に関する特定事業者向け説明会の実施等の平成24年度普及 啓発強化策の実施状況について報告した。

③平成24年度再商品化の動向について

議長の指示により、石井代表理事専務から、資料に基づき、24年度上半期の再商品化の実績、23年度分の合理化に伴う市町村への拠出金、25年度に向けた再商品化事業者の登録審査、また、PETボトル再商品化事業者の再選定と今後の対応について一括して報告した。

3. 監事会

(1) 平成24年度第1回監事会

○日 時: 平成24年5月28日(月)16時30分~18時

〇場 所:大会議室

○出席者:8名(監事2名、協会等関係者6名)

○議 事:

① 平成23年度の事業活動報告(案)

② 平成23年度決算報告(案)

- ③ 平成23年度の会計監査報告及び平成24年度の会計監査計画
- ④ 平成23年度のリスク管理体制と実施状況について
- ⑤ 内部監査結果について
- ⑥ 業務執行理事との委任契約及び秘密保持に関する誓約書について
- (7) その他

(2) 平成24年度第2回監事会

○日 時: 平成24年11月30日(金)10時30分~13時

〇場 所:大会議室

○出席者:6名(監事2名、協会関係者等4名)

○議 事:

- ① 平成24年度業務の実施状況について
- ② リスク管理体制と実施状況について
- ③ 平成25年度の事業計画書案及び予算案について
- ④ 平成26年度以降における再商品化実施委託単価の決定手続きの変更について
- ⑤ その他

4. 委員会

委員会設置規則に基づき、次の各委員会を構成し、各々下記の活動を行った。

(注) 各委員会委員の氏名は、後述の項目 (IV 組織「3.委員会委員の氏名等」) に記載。任期 は平成24年4月1日~平成26年3月31日まで。

(1) 総務企画委員会

回数・日時	場所・ 出席者数	議事
第1回 24年6月5日(火) 10時30分	大会議室・ 8名	①平成23年度事業報告書(案) について ②平成23年度財務諸表(案) について ③平成24年度普及啓発活動の強化策(案) について

~12時30分		④平成24年度のリスク管理対応(案)について ⑤その他 〈報告事項〉 ①平成23年度再商品化実績(総括)等について ②平成24年度第1回定時理事会・定時評議員会の開催に ついて ③その他
第2回 24年10月26日(金) 10時30分 ~12時30分	大会議室・ 11名	①平成25年度再商品化実施委託単価(案)及び平成24年度拠出委託単価(案)について②平成25年度事業計画書(原案)について③平成25年度収支予算書(案)について④その他<報告事項> ①容器包装リサイクル制度に係る一般課題について②平成24年度普及啓発強化策(中間報告)について③平成26年度以降における再商品化実施委託単価の決定手続きの変更等について④第2回定時理事会及び臨時評議員会の開催について⑤その他
第3回 25年3月18日(月) 12時~14時	大会議室・ 9名	①各事業部の平成24年度再商品化実績見込みについて ②平成24年度収支見込みについて ③平成25年度再商品化業務入札選定結果について ④平成24年度普及啓発強化策について(報告) ⑤平成24年度危機管理対応について(報告) ⑥その他

ノカラハロル事業3	~~	,
回数・日時	場所・ 出席者数	議事
第1回 24年5月31日(木) 10時30分 ~12時30分	大会議室・ 15名	①ガラスびん事業部の平成23年度業務報告について ②平成23年度事業報告書(案)について ③平成23年度財務諸表(案)について ④その他
第2回 24年10月18日(木) 10時~12時30分	大会議室・ 15名	①平成25年度再商品化実施委託単価(案)について ②平成24年度拠出委託単価(案)について ③平成25年度事業計画書(原案)について ④平成25年度ガラスびん事業部収支予算書(案)について ⑤平成24年度ガラスびん事業部上期活動解告 ⑥容器包装リサイクル制度に係る一般課題について ⑦その他
第3回 25年3月8日(金) 10時~12時30分	大会議室・ 14名	①平成24年度ガラスびん再商品化実績見込みについて ②平成25年度ガラスびん再商品化業務入札選定結果について ③平成25年度ガラスびん事業部活動計画(案)について ④平成24年度の収支見込みについて

(3) PETボトル事業委員会

回数·日時 第1回 24年6月4日(月) 9時30分 ~10時30分	場所・ 出席者数 大会議室・ 15名	議 ①PETボトル事業部呼成23年度業務報告について ②呼成23年度事業報告書(案)について ③呼成23年度収支計算書(案/精算前)について ④呼成23年度収支計算書(案/精算後)について ⑤呼成23年度収支計算書(案/精算後)について
		©その他
第2回	大会議室・	①平成25年度再商品化実施委託単価(案)について(PET
24年10月24日(水)	17名	ボトル)
10時~12時30分		②平成24年度PETボトルの拠出委託単価(案)について
		③平成25年度事業計画書(原案)について
		④平成25年度予算書(案)について
		⑤PETボトル事業部平成24年度上期活動報告
		⑥容器包装リサイクル制度に関する課題について(報告)
		⑦その他
第3回	大会議室•	①平成24年度PETボトル再商品化実績見込み
25年3月12日(火)	16名	②平成25年度PETボトル再商品化業務入札選定結果
10時~12時		③平成25年度PETボトル事業部活動計画(案)
		④平成24年度の収支見込
		⑤その他

(4) 紙容器事業委員会

回数・日時	場所・ 出席者数	議事
第1回	大会議室•	①紙容器事業部の平成23年度業務報告について
24年5月30日(水)	14名	②平成23年度事業報告書(案)について
12時30分		③平成23年度財務諸表(案)について
~14時30分		④その他
第2回	大会議室•	①平成25年度再商品化実施委託単価(案)について
24年10月22日(月)	14名	②平成24年度拠出委託単価(案)について
10時~12時30分		③平成25年度事業計画書(原案)について
		④平成25年度紙容器事業部収支予算書(案)について
		⑤平成24年度紙容器事業部上期活動報告
		⑥容器包装リサイクル制度に係る一般課題について
		⑦その他
第3回	大会議室•	①平成24年度紙製容器包装再商品化実績見込みについて
25年3月13日(水)	15名	②平成25年度紙製容器包装再商品化事業者の入札選定結
12時30分~15時		果について
		③紙容器事業部・平成25年度活動計画(案)について
		④平成24年度収支見込みについて
		⑤その他

(5) プラスチック容器事業委員会

回数・日時	場所・ 出席者数	議事	
第1回	大会議室・	①平成23年度プラスチック製容器包装再商品化実績報告	
24年5月30日(水)	18名	②平成23年度事業報告書(案)	
10時~12時30分		③平成23年度財務諸表(案)	
		④その他	
第2回	大会議室•	①平成25年度再商品化実施委託単価(案)について	
24年10月23日(火)	19名	②平成24年度拠出委託単価(案)について	
10時~12時30分		③平成25年度事業計画書(原案)について	
		④平成25年度収支予算書(案)について	
		⑤平成24年度プラスチック容器事業部上期活動報告	
		⑥容器包装リサイクル制度に係る一般課題について	
		⑦その他	
第3回	大会議室•	①平成24年度プラスチック製容器包装再商品化実績	
25年3月14日(木)	17名	見込み	
10時~12時30分		②平成25年度プラスチック製容器包装入札選定結果	
		③平成25年度プラスチック容器事業部活動計画(案)	
		④平成24年度収支見込み	
		⑤その他	

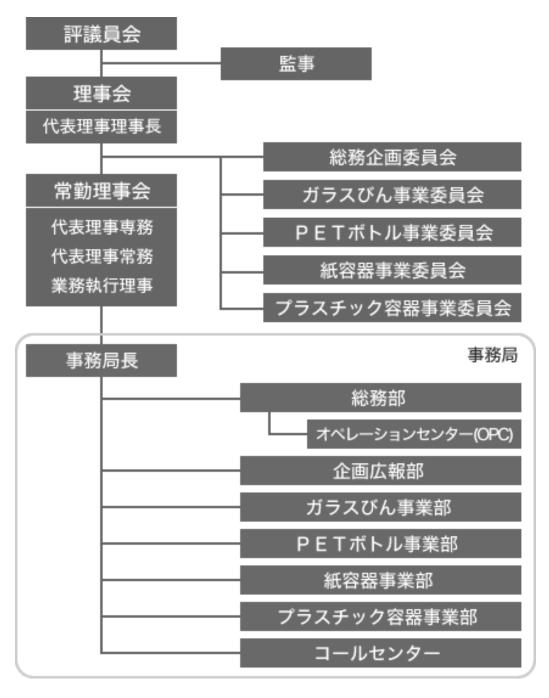
5. その他諸会議等

会 議 名	日 時	場所・出席者数
危機管理委員会	第1回:24年4月9日(月)11時~12時 第2回:24年4月23日(月)11時~12時 第3回:24年5月21日(月)11時~12時 第4回:24年8月27日(月)11時~12時 第5回:24年11月19日(月)11時~12時 第6回:25年3月18日(月)11時~12時 第7回:25年3月25日(月)11時~12時	各回とも 大会議室・8名
広報専門委員会	第1回: 24年5月31日 (木) 15時~18時 第2回: 24年11月29日 (木) 12時30分~15時	第1回: 大会議室・22名 第2回: 大会議室・18名
プラスチック製容器 包装の再商品化に係 る総合的評価検討委 員会	24年9月21日(金)12時~14時30分	大会議室・5名
プラスチック製容器 包装再商品化製品の 高度な利用に関する 審査委員会	24年11月15日(木)12時30分~14時	大会議室·6名
プラスチック製容器 包装に係る実証試験	第2回: 24年6月4日(月)13時~15時	第2回: エコスファクトリー大会議室・8名

評価委員会	第3回:	第3回:
	24年8月21日(火)10時~12時	大会議室・8名
	第4回:	第4回:
	24年10月4日(木)15時30分~17時30分	大会議室・7名
	第5回:	第5回:
	25年1月18日(金)10時~12時	大会議室・8名
PETボトル入札制	第1回:	第1回:
度検討会	25年2月13日(水)14時~16時30分	大会議室・26名

Ⅳ 組織(平成25年3月31日現在)

1. 組織図



<事務局>36名(派遣職員含む)

2. 役員(理事・監事)・評議員の氏名など、会計監査人

(1)役員(第2期理事・第1期監事)

(敬称略・順不同)

(I) KS (A)CAPET A) I WILLIAM (MANAGEMENT INC. 1917)			
役 職	氏 名	所 属 団 体 名 等	左記所属団体での役職
代表理事理事長 業務執行理事	吉野 祥一郎	株式会社 吉野工業所	代表取締役社長
代表理事専務 業務執行理事	石井 節	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
代表理事常務 業務執行理事	土橋 和則	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	事務局長
業務執行理事	木野 正則	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	企画広報部長
"	鈴木 隆	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	ガラスびん事業部長兼 紙容器事業部長
"	橋本 賢二郎	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	PETボトル事業部長
"	公文 正人	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	プラスチック容器事業 部長
理事	上河 潔	日本製紙連合会	常務理事
"	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
"	久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
"	栗原 正雄	公益財団法人古紙再生促進センター	副理事長
"	近藤 方人	PETボトル協議会	専務理事
"	坪田 秀治	日本商工会議所	理事·事務局長
"	水野 靖彦	日本プラチック工業連盟	専務理事
"	矢萩 正義	PETボトルリサイクル推進協議会	事務局長
"	幸智道	ガラスびんリサイクル促進協議会	理事·事務局長
"	吉永 茂樹	日本ガラスびん協会	専務理事
監事	志村 晃司	公認会計士(志村公認会計士事務所)	
"	本間 通義	弁護士(本間合同法律事務所)	
-		•	•

理事17名、監事2名

※第2期理事の任期:平成23年度定時評議員会(6月29日)終結時

~平成25年6月開催の定時評議員会終結時

※第1期監事の任期: 平成22年4月1日~平成26年6月開催の定時評議員会終結時

(2) 第1期評議員

(敬称略•順不同)

		(可以作)叫台"川识기"「
氏 名	団 体 名 等	役 職
小豆澤 幸照	日本百貨店協会	常務理事
天野 正義	一般社団法人日本貿易会	専務理事
石井 茂雄	日本石鹸洗剤工業会	専務理事
石川 雅紀	神戸大学大学院 経済学研究科	教授
伊藤 洋	日本洋酒酒造組合	専務理事
井上 淳	日本チェーンストア協会	専務理事
岩尾 英之	一般社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
岩崎博之	全国商店街振興組合連合会	専務理事
植田 勉	日本マーガリン工業会	専務理事
上野正三	全国市長会	廃棄物処理対策特別委員長
内田 康策	日本化粧品工業連合会	専務理事
大沢年一	日本生活協同組合連合会	環境事業推進室長
大塚直	早稲田大学大学院 法務研究科	教授
大山東助	全国農業協同組合連合会	総合企画部環境対策課長
奥野和夫	全日本菓子協会	専務理事
金子収	日本醤油協会	東務理事
鬼沢良子	ロや西川加云 NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット	事務局長
木村均	NPO法人持続可能は社会を JCの元気不少ト 社団法人日本冷凍食品協会	
		専務理事
草部契之	日本蒸留酒酒造組合	専務理事
小板橋 正人	一般社団法人日本乳業協会	専務理事
鯉渕 健二	製粉協会	常務理事
神村 義則	一般社団法人日本植物油協会	専務理事
駒木 勝	公益社団法人日本缶詰協会	専務理事
佐々木 五郎	公益社団法人全国都市清掃会議	専務理事
佐藤 孝二	全日本カレー工業協同組合	専務理事
澤田陽子	全日本自治団体労働組合	副中央執行委員長
塩本 昇	全国卸売酒販組合中央会	専務理事
鈴木 専二	日本製薬団体連合会	調査役
関川 和孝	社団法人日本フードサービス協会	常務理事
高野 秀夫	東京商工会議所	常務理事
高浜 彰	全国漁業協同組合連合会	漁政部長
土谷 三之助	社団法人日本果汁協会	専務理事
寺田 範雄	全国商工会連合会	専務理事
友野 宏章	ビール酒造組合	専務理事
内藤 裕子	東京都地域消費者団体連絡会	副代表
長町 雅美	全国食酢協会中央会	専務理事
中峯准一	一般社団法人日本パン工業会	専務理事
西野 豊秀	社団法人全日本コーヒー協会	<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>
西山康夫	日本スープ協会	東務理事
蓮尾 秀俊	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
花澤達夫	財団法人食品産業センター	専務理事
植浦 憲次	公益社団法人日本べんとう振興協会	専務理事
藤木吉紀	社団法人日本惣菜協会	専務理事
堀口 宗男	社団法人日本印刷 <u>産業連合会</u>	- 特別理事
牧野 征男	一般財団法人家電製品協会	専務理事
真鍋 隆	全国中小企業団体中央会	専務理事
三宅均	財団法人食品流通構造改善促進機構	専務理事
矢部 正行	全国菓子工業組合連合会	専務理事
山下 育生	日本歯磨工業会	専務理事
山本 和夫	東京大学 環境安全研究センター	教授 数授
山本 純一	日本酒造組合中央会	常務理事
山本 達雄	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	専務理事
·川 廣和	一般社団法人日本経済団体連合会	環境安全委員会廃棄物・リサイクル部会長

(3)会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

評議員53名 ※第1期評議員の任期: 平成22年4月1日~平成26年6月開催の定時評議員会終結時

3. 委員会委員の氏名等

(1) 総務企画委員会

(敬称略•順不同)

<u> </u>			\#JX\\17#U /\\X FJ/
	氏 名	所属団体(企業)名	役 職
委員長	間部 彰成	日本商工会議所	産業政策第二部長
委員	市村 泰男	一般社団法人日本貿易会	常務理事
委員	井上 淳	日本チェーンストア協会	専務理事
委員	岩尾 英之	一般社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
委員	岩本 健太郎	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	上田 光能	サントリーホールディングス株式会社	執行役員エコ戦略本部本部長
委員	小林 三喜雄	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	清水 泰行	ガラスびんリサイクル促進協議会	会長
委員	降矢 祥博	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	麦倉 誠	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	土橋 和則	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	代表理事常務•事務局長

(2) ガラスびん事業委員会

(敬称略•順不同)

$-\langle Z \rangle$	リノ人じん事夫	女兒女	(何又个小中台 "川貝イン「ロ」)				
	氏 名	所属団体(企業)名	役 職				
委員長	清水 泰行	ガラスびんリサイクル促進協議会	会長				
委員	秋田 光彦	一般社団法人全国清涼飲料工業会	環境部部長				
委員	石川 保久	サントリーホールディングス株式会社	エコ戦略部専任部長				
委員	小野 博通	日本酒造組合中央会	理事				
委員	菊地 優子	大塚製薬株式会社	総務部環境担当次長				
委員	坂口 正之	日本化粧品工業連合会	常務理事				
委員	下田 貢	財団法人食品産業センター	技術環境部次長				
委員	田中希幸	キリン株式会社	環境推進部主査				
委員	堤 健	日本耐酸壜工業株式会社	代表取締役社長				
委員	中島 茂樹	コカ・コーラ協会	幹事				
委員	人部 恭造	宝酒造株式会社	環境広報部副部長				
委員	松岡 英夫	東洋ガラス株式会社	執行役員経営本部資材部長 兼環境担当				
委員	山上 圭吾	株式会社ミツカングループ本社	専務執行役員品質環境室長				
委員	山中 昭廣	石塚硝子株式会社	代表取締役社長				
委員	山村 幸治	日本山村硝子株式会社	代表取締役社長				
委員	幸智道	ガラスびんリサイクル促進協議会	理事·事務局長				
委員	 吉儀 尚浩	大正製薬株式会社	環境推進統括室長(兼) 生産本部・環境部長				
委員	吉永 茂樹	日本ガラスびん協会	専務理事				
委員	鈴木 隆	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ガラスびん事業				

(3) PETボトル事業委員会

(敬称略•順不同)

	<u> </u>		\ N人1小中口 川只*1 1PJ/
	氏 名	所属団体(企業)名	役 職
委員長	麦倉 誠	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	石川 保久	サントリーホールディングス株式会社	エコ戦略部専任部長
委員	岩本 健太郎	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	宮入 信	MCTペットレジン株式会社	代表取締役社長
委員	岩尾 英之	一般社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
委員	栗山 正	株式会社吉野工業所	環境室長
委員	近藤 方人	PETボトルリサイクル推進協議会	専務理事
委員	髙杉 洪太	日本コカ・コーラ株式会社	広報パブリックアフェアーズ本部 環境パフォーマンスマネジメントグル ープ部長
委員	田中希幸	キリン株式会社	環境推進部企画・総務担当主査
委員	佐々木 裕司	キッコーマンビジネスサービス株式会社	購買部部長
委員	人部 恭造	酒類PETボトルリサイクル連絡会	会長
委員	加藤 大嗣	アサヒ飲料株式会社	環境室課長
委員	福澤直俊	北海製罐株式会社	業務部安全・環境対策グループ マネージャー
委員	徳永 啓二	日本醤油協会	理事
委員	三富 暁人	東洋製罐株式会社	資材•環境本部環境部長
委員	菊地 優子	大塚製薬株式会社	総務部環境担当次長
委員	矢萩 正義	PETボトル協議会	事務局長
委員	橋本 賢二郎	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・PETボトル事業部長

(4) 紙容器事業委員会

(敬称略•順不同)

	氏 名	所属団体(企業)名	役 職
委員長	降矢 祥博	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	秋田 光彦	一般社団法人全国清涼飲料工業会	環境部部長
委員	殖栗 正雄	社団法人日本印刷産業連合会	業務推進部副部長
委員	大西 健一	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	副会長
委員	奥野 和夫	全日本菓子協会	専務理事
委員	小野 博通	日本酒造組合中央会	理事
委員	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	木村 均	社団法人日本冷凍食品協会	専務理事
委員	相馬 和仁	日本製紙連合会	原材料部主任
委員	砂田 恭男	財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	髙橋 亜子	日本百貨店協会	政策統括担当マネージャー
委員	戸田 正一	日本石鹸洗剤工業会	専門職理事
委員	永井 康夫	日本角底製袋工業組合	専務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	吉儀 尚浩	日本製薬団体連合会	環境委員会委員長
委員	渡邉 孝正	一般社団法人日本乳業協会	常務理事
委員	鈴木 隆	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事·紙容器事業部長

(5) プラスチック容器事業委員会

(敬称略•順不同)

	氏 名	所属団体(企業)名	役 職				
委員長	小林 三喜雄	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長				
委員	石井 健三	社団法人日本印刷産業連合会	業務推進部長				
委員	石島 知恵子	味の素株式会社	環境•安全部長				
委員	井田 久雄	社団法人プラスチック処理促進協会	専務理事				
委員	岩尾 英之	一般社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事				
委員	梶井 剛	キユーピー株式会社	社会·環境推進部部長				
委員	金澤 信夫	全国プラスチック食品容器工業組合	事務局長				
委員	久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事				
委員	栗山 正	株式会社吉野工業所	環境室室長				
委員	島田 純	社団法人日本植物油協会	事務局長				
委員	下田 貢	財団法人食品産業センター	技術環境部次長				
委員	中村 恒美	全日本菓子協会	常務理事				
委員	蓮尾 秀俊	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長				
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事				
委員	町田 秀信	日本豆腐協会	事務局長				
委員	丸山 清	日本ポリオレフィンフィルム工業組合	専務理事				
委員	水野 靖彦	日本プラスチック工業連盟	専務理事				
委員	三富 暁人	東洋製罐株式会社	資材·環境本部環境部長				
委員	柳田 康一	花王株式会社	環境·安全推進本部部長				
委員	公文 正人	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ プラスチック容器事業部長				

①対象市町村総数、保管施設数

O 1 3 23 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1											
	年度	全	体	ガラス	くびん	PET:	ボトル	紙製容	器包装	プラスチック	製容器包装
	十段	契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績
対象市町村数	24年度	1,544	1,541	1,219	1,216	1,182	1,180	146	145	1,047	1,045
刈家印町	23年度	1,540	1,540	1,210	1,210	1,177	1,176	150	148	1,046	1,043
保管施設数	24年度	1,670	1,657	884	880	878	876	112	110	828	824
	23年度	1,683	1,675	887	882	909	907	113	109	829	825

②契約量、引取実績量、引取達成率

公 关剂里、51 拟夫根里			ガラス	くびん		PETボトル	紙製				プラスチック	製容器包装				
	年度	無色 ①	茶色 その他 計 の色 ① ① (1) ② ② ② ② (1) ② ② (1) ③ (1) ④ (1) ④ (1) ④ (1) ④ (1) ④ (1) ④ (1) ④ (1) ⑥ (1)				容器包装		包装 プラスチック ①					白色トレイ ②	計 ①+②	4素材合計
		U	2	3	U+Z+3			材料	油化	高炉還元	コークス炉	ガス化	小計			
契 約 量(トン)	24年度	111,897	126,290	116,082	354,269	197,797	27,421	343,656	0	32,569	207,780	82,265	666,270	768	667,038	1,246,525
Α	23年度	111,279	126,054	114,541	351,874	197,660	28,761	362,712	0	32,560	202,243	79,796	677,311	862	678,173	1,256,468
引取実績量(トン)	24年度	107,884	120,500	121,058	349,443	194,777	25,581	333,031	0	32,644	204,109	80,953	650,737	614	651,351	1,221,152
В	23年度	109,032	121,434	114,902	345,368	194,996	26,895	347,992	0	31,325	197,467	72,887	649,671	674	650,345	1,217,604
対前年引取実績比(B24年	度/B23年度)	98.9%	99.2%	105.4%	101.2%	99.9%	95.1%	95.7%	0.0%	104.2%	103.4%	111.1%	100.2%	91.1%	100.2%	100.3%
引取達成率	24年度	96.4%	95.4%	104.3%	98.6%	98.5%	93.3%	96.9%	0.0%	100.2%	98.2%	98.4%	97.7%	79.9%	97.6%	98.0%
B/A	23年度	98.0%	96.3%	100.3%	98.2%	98.7%	93.5%	95.9%	0.0%	96.2%	97.6%	91.3%	95.9%	78.2%	95.9%	96.9%

③再商品化製品利用状況 (1)ガラスびん

年度	ガラスび	ん製造用		の用途 オ、タイル・ブ ・ス繊維等)	計			
	トン	%	トン	%	トン	%		
24年度(58社)	241,619	73.0	89,397	27.0	331,017	100.0		
23年度(65社)	244,208	74.7	82,590	25.3	326,798	100.0		

(2)PETボトル

年度	繊維 (ユニフォーム・カーへ゜ット等)(!		シート (卵パック、ブリスターパック等)		ボト (飲料ホ			彡品 :集ボックス等)		の他 バンバ等)	計		
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	
24年度(のべ50社)	74,605	48.1	61,684	39.8	12,343	8.0	6,027	3.9	357	0.2	155,016	100.0	
23年度(のべ53社)	79,074	51.2	59,563	38.6	7,534	4.9	7,815	5.1	371	0.2	154,357	100.0	

(3)紙製容器包装

年度	製紙	原料		以外の材料 月敷料)	固形	燃料	計		
	トン	トン % トン %		%	トン %		トン	%	
24年度(のべ17社)	22,966	94.1	14	0.1	1,422	5.8	24,403	100.0	
23年度(のべ19社)	24,437	94.3	247	0.9	1,241	4.8	25,925	100.0	

(4)プラスチック製容器包装

, +		プラスチック①													計		
年度	材料		油	油化		高炉還元		コークス炉		ガス化		小計		白色トレイ②		1)+2)	
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	
24年度(187社)	166,957	38.4	0	0.0	24,380	5.6	180,778	41.6	61,579	14.2	433,694	99.9	576	0.1	434,270	100.0	
23年度(212社)	170,183	39.9	0	0.0	24,131	5.7	179,759	42.2	51,364	12.1	425,437	99.9	631	0.1	426,068	100.0	

(※)上記表「②契約料、引取実績量、引取達成率」、「③再商品化製品利用状況」において、内訳と合計値がトン以下の端数処理をしている関係から一致しない場合があります。

別紙2 公益財団法人日本容器包装りサイクル協会

